

1. 件名：「島根原子力発電所 2号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(151)」

2. 日時：令和3年3月18日（木）13時30分～17時00分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、磯田係員、松末技術参与

中国電力株式会社：山田常務執行役員 他16名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺陸域の地質・地質構造）
- ・ 島根原子力発電所 基準地震動の策定について
- ・ 島根原子力発電所 基準地震動の策定について（補足説明資料）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺海域の地質・地質構造）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形，地質・地質構造）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形，地質・地質構造）（補足説明）
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 津波評価について
- ・ 島根原子力発電所 火山影響評価について
- ・ 島根原子力発電所 火山影響評価について（補足説明）
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の

基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（補足説明）

- ・ 島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（防波壁周辺斜面に関する補足説明）
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 耐震重要施設及び常設重大事故等対処施設の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（参考資料）
- ・ 島根原子力発電所 2号炉 コメントリスト（地震・津波関係）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁熊谷です。
0:00:04	それでは、島根原子力発電所 2 号炉の
0:00:06	まとめ資料についての説明をお願いいたします。
0:00:11	中国電力鹿島です。それでは、先日の先週の金曜日ですね、審査会合で審議いただきました地盤の安定性、こちらのほう本日、まず、まとめ資料として取りまとめておりますので、まず資料確認の後にですね、引き続いて、
0:00:28	地盤安定性の資料について御説明をさせていただきたいと思います。
0:00:35	中国電力の藤村です。
0:00:37	昨日今日で提出しております資料の確認をさせていただきます。
0:00:42	まず、敷地周辺に関する資料ですが、右肩No.EP070 回 02 の陸域の資料、
0:00:50	Pd072 回 025 海域の資料の 2 部となります。
0:00:55	次に、地震動に関する資料ですが、
0:00:58	右肩No.EP071 のシリーズとなっております、
0:01:02	会議 02 の本編資料、
0:01:05	(5)の補足説明資料の 2 部となります。
0:01:09	次に、敷地に関する資料ですが、
0:01:12	Pd、073 の比率となっております、
0:01:15	下位 01 の本編資料、
0:01:17	(5)の補足説明資料の 2 部となります。
0:01:21	次に、地盤の安定性に関する資料ですが、
0:01:25	Pd、081 の週下がっており、
0:01:28	はい 03 の本編資料、
0:01:30	こう補-1 の補足説明資料、
0:01:33	カッコ 5-2 の防波壁周辺斜面に関する補足説明資料、
0:01:38	EP084 の参考資料の 4 となります。
0:01:43	次に波に関する資料ですが、
0:01:46	右肩No.EP074 回 02 の
0:01:51	本編資料の一部一部となります。
0:01:54	次に火山に関する資料ですが、
0:01:57	2Pd、079 のシリーズとなっております、
0:02:00	はい。01 の本編資料、
0:02:03	(5)の補足説明資料の 2 部となります。
0:02:07	最後にコメントリストとなります。
0:02:09	不足がないか確認をお願いします。

0:02:15	規制庁熊谷です。資料そろっております。ちなみに、
0:02:19	今日御提出されてない補足説明資料についても必要に応じて、
0:02:25	答えを説明等ですね、ご対応いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
0:02:31	はい。中国電力笠川です。承知いたしました。
0:02:37	中国電力の藤村です。
0:02:39	それでは、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に関わるまとめ資料の御説明を行います。
0:02:45	資料はEP081 のシリーズです。
0:02:49	初めに、EP081 の本編資料を用いて御説明を行います。
0:02:55	それでは本編資料の 1 ページ目をお願いします。
0:02:59	1 ページから 2 ページでは、基礎地盤の安定性評価の概要を示しております。
0:03:06	設置許可基準規則の第三条及び第 38 条に基づきまして、
0:03:12	1 ページの上が矢羽お示しております三つの事項について確認します。
0:03:18	評価に当たりましては、施設の設置兵庫
0:03:22	その型式ごとにグループ分けを行い、影響要因等を踏まえずに赤枠でお示しております四つの施設を代表施設として抽出し、
0:03:32	代表断面の選定を行いました。
0:03:35	2 ページをお願いします。
0:03:41	2 ページでは代表施設におけます地盤の安定性評価の結果を表にお示しております。
0:03:48	まず、基礎地盤のすべにつきましては、すべてのケースで滑り安全率が評価基準値の 1.5 を上回り、地震力に対して、
0:03:57	施設の安全機能が重大な影響を受けないことを確認しました。
0:04:02	二つ目に基礎地盤の支持力につきましては、すべてのケースで、地震時最大接地圧が支持力を下回り、地震力に対して施設の安全機能が重大な影響を受けないことを確認しました。
0:04:16	三つ目に基礎底面の傾斜及び地殻変動による傾斜につきましては、防波壁逆 T 擁壁以外の施設は傾斜が評価基準値の目安を上回らないことから施設の安全機能が重大な影響を
0:04:32	受けないことを確認しました。
0:04:34	応益逆 T 溶液につきましては、評価基準値の目安を上回りますが、
0:04:39	計算を考慮しても構造成立性が確保される見通しであることから、
0:04:44	施設の安全機能が重大な影響を受けないことを確認しました。

0:04:49	また、詳細設計段階におきまして、施設の安全機能に影響を及ぼさないように設計します。
0:04:56	最後に、地震発生に伴う不等沈下、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、施設の安全機能に影響を及ぼさないことを確認しました。
0:05:08	3 ページをお願いします。
0:05:12	3 ページからページは周辺斜面の安定性評価の概要を示しております。
0:05:19	設置許可基準規則の第 4 条及び第 39 条に基づきまして、周辺斜面の滑りについて確認します。
0:05:28	評価に当たりましては、耐震重要施設等に影響する恐れのある斜面の標高及び種類ごとにグループ分けを行い、
0:05:36	影響要因等を踏まえまして、図に青色で駄目位置を示しております四つの断面を評価対象斜面に選定しました。
0:05:45	4 ページをお願いします。
0:05:51	4 ページでは選定した評価対象斜面におけます、安定性評価の結果を表にお示しております。
0:05:58	周辺斜面の滑りにつきまして、すべてのケースで滑り安全率が評価基準値の 1.2 を上回り、地震力に対して施設の安全機能が重大な影響を受けないことを確認しました。
0:06:11	また、強度のばらつきを考慮した場合におきましても、滑り安全率が 1.2 を上回ることを確認しました。
0:06:18	5 ページをお願いします。
0:06:22	5 ページから 6 ページでは、これまでの審査会合 2 で御説明した内容につきまして、平成 25 年 12 月の申請時からの主な変更内容を表にお示しております。
0:06:33	7 ページをお願いします。
0:06:39	7 ページでは、これまでの審査会合からの変更内容を表にお示しております。
0:06:45	まず 3 月 12 日の審査会合からの変更内容につきまして御説明いたします。
0:06:51	226 ページをお願いします。
0:07:04	226 ページでは地殻変動解析による最大傾斜に地震動による最大傾斜を重ね合わせた結果を示しております。
0:07:13	下の箱書き改良地盤の物性値をPS検層結果等に基づく物性値に変更した場合の最大傾斜であります 156 分の 1 及び 158 番が 1 につきまして貿易の構造が成立性見通しがある旨を追記いたしました。

0:07:30	疫学的溶液につきましては、最大傾斜が評価基準値の目安を上回っていることから、地震時に発生する基礎底面の傾斜であります。
0:07:39	158 分の 1 の経営者による応益の照査を行い、
0:07:43	基礎底面の傾斜を考慮しても防波壁の構造成立性は確保される見通しがあることを確認しました。
0:07:50	また車検変動による最大傾斜に地震動による最大傾斜を重ね合わせた最大傾斜 156 分の 1 となりますが、
0:07:59	第 948 回審査会合におきまして、それよりも停車の大きい、59 分の 1 の経営者に対して構造成立する見通しを確認しておりますことから、156 分の 1 の傾斜におきましても、施設の安全機能が損なわれる恐れがないことを確認しました。
0:08:17	なお、施設の詳細設計段階におきましては、傾斜を考慮した場合におきましても、施設の機能が損なわれる恐れがないように設計します。
0:08:26	227 ページをお願いします。
0:08:32	227 ページでは貿易逆Tを引きについての設置許可段階における基本設計方針といたしまして、
0:08:40	設置許可段階で用いました改良地盤の物性値の位置付けを三つ追記しております。
0:08:47	設置許可段階におけます基本設計方針を下の箱書きに記載しておりますが、
0:08:52	設置許可段階におきましては、排気口擁壁直下の
0:08:57	改良地盤の物性値を管理目標値と位置付けます。
0:09:01	詳細設計段階におきましては、3 軸圧縮試験などの室内試験や現地試験により管理目標値としての物性物理特性や強度特性、変形特性が確保されていることを確認します。
0:09:15	また、詳細設計段階におきましては、グラウンドアンカーをモデルに考慮し、グラウンドアンカーによる変形抑制効果を踏まえた設計を実施します。
0:09:25	以上が 3 月 10 日の審査会合からの変更内容になります。
0:09:30	続きまして第 841 回審査会合からの変更内容に関しまして、
0:09:35	資料番号括弧 5 の 2 の防波壁周辺斜面に関する補足説明資料をもちまして御説明いたします。
0:09:43	防波壁周辺斜面に関する補足説明資料の 1 ページをお願いします。
0:09:56	駅周辺斜面に関する補足説明資料では第 762 回審査会合第 802 回審査会合
0:10:04	及び第 841 回審査会合におきまして、排液周辺斜面の安定性評価について御説明した内容をまとめております。

0:10:13	中性点に絞って御説明いたします。
0:10:16	13 ページをお願いします。
0:10:26	93 ページでは貿易西端部の露頭調査のうち、
0:10:30	○24 地点における露頭調査の結果を示しております。
0:10:37	露頭におけます詳細スケッチ今日右下に追加しておりますが、第 841 回審査会合におきまして口頭にて御説明させていただきました通り、露頭にはよりが認められ、そのよりは、抵抗配列しています。
0:10:53	このため、この露頭はもともとの山の構造残しており、D というの了解がやることがわかります。
0:11:00	202 ページをお願いします。
0:11:11	202 ページではお入りを端部の斜面におけます評価対象斜面の選定結果を示しております。
0:11:20	表の下に青色で※書きを追記しておりますが、
0:11:24	漂流物衝突荷重の設定方針の審査におきまして、
0:11:29	1 号炉放水連絡通路を継続する方針とし、
0:11:33	1 号放水連絡通路は扉は耐震重要施設から除外することとしたことから、リニアメント内海側滑り
0:11:42	④断面及び⑤断面の右側滑りを当該一覧表から削除いたしました。
0:11:49	本編資料では、すでに反映しておりましたが、ITB 周辺斜面の安定性評価のみ先に申請をされておりましたので、本編資料と同様に、このたび修正しております。
0:12:01	この扉に係る駄目の削除 5①断面から⑤の大雨におきまして、表の通り、規格を行いました結果、
0:12:09	断面の削除前と同様、①断面を評価対象斜面に選定いたしました。
0:12:15	評価対象斜面の安定性評価結果につきましては、断面削除前と変更はありません。
0:12:22	基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価につきましては、御説明は以上になります。
0:12:33	規制庁熊谷です。ご説明ありがとうございました。
0:12:51	規制庁熊谷です。まずちょっと資料の構成について教えていただきたいんですけども。
0:12:56	これ本編資料が一つあって補足説明資料が二つ。
0:13:02	あるんですけども、
0:13:03	これらの構成っていうのは、
0:13:05	ほかのところだと。

0:13:07	本編しまとめ資料が一つと、補足説明資料一つなんですが、
0:13:12	今回三つにされた。
0:13:14	考え方っていうのはどのような考え方でされてるんでしょうか。
0:13:21	中国電力の関です。本編資料のですね、二つ目、防波壁に関する補足説明資料の二つ目ですね、もう廃棄に関する補足説明資料につきましては、こちらの基礎地盤周辺斜面の審査、
0:13:36	の前にですね、防波壁の周辺斜面につきましては特に重要ということで先行して審査をしていただいたという経緯がございます。そしてそれに当たりましては地質調査等も踏まえて審査をしていただきました。で、この内容もですね、
0:13:54	本編の基礎地盤周辺斜面の選定の流れからいきますと、こちらがなくても説明できるものと考えておりますが、審査仮定を見ていただくと、説明させていただくという意味で、こちらの方もですねつけさせていただいたほうが
0:14:11	一連の資料としてはまとまりがよいかと思ひまして、つけております。しかし、だから、先日説明しました本編と補足で資料の完結しておりますのでこちらは補足の2ということで分けて整理をさせていただいているところですので。以上です。
0:14:32	規制庁熊谷です。
0:14:35	今の御説明ですと本編の資料と
0:14:39	ほ方法1で立っている補足説明資料、
0:14:45	があつて、それに
0:14:47	つけ足しということで今回、
0:14:49	補足2としてやられてるものが、
0:14:52	主
0:14:53	防波壁周辺斜面に関する補足説明資料、
0:14:56	つけてるといふような
0:14:59	ふうにも聞こえたんですけども。
0:15:03	補足説明資料、
0:15:05	周辺斜面の
0:15:10	斜面の審査の中でもですね、いろいろと内容確認させていただいて、
0:15:15	それでまた、
0:15:18	実際に
0:15:20	中国電力としてもですね。
0:15:22	対策等を行ったといふような
0:15:24	審査の流れもありますので、

0:15:27	必要なものはきちんとまとめ資料のほうにですね残しておいていただく必要があるかと思しますので、
0:15:34	特に
0:15:38	必要なものはちゃんと入れていただいでですね。
0:15:41	必要ないものはあえて言っておいていただく必要はないんですけども。
0:15:46	この補足説明を二つに
0:15:48	分けるっていう考え方が、そこら辺がちょっとよくわからないんですけども。
0:15:54	そこは補足説明を一つにするんじゃなくて二つにされたっていうのは、
0:16:01	条件を重さを考えられたということですか。
0:16:15	中国電力の清喜です。補足説明資料の二つに分けていることにつきましては、特に
0:16:24	大きな意味はございません。排液周辺斜面に関する御説明が比較的まとまりがあるボリュームであったので二つに分けているというものです。補足説明資料のですね、今1のほうは13章までとなっておりますが、
0:16:40	某廃棄に関するものを14章ということでつけさせていただいて、一つの補足説明資料とさせていただいてということで、一つの補足説明資料として御説明することは可能かと考えております。以上です。
0:17:08	規制庁熊谷です。体裁のところは
0:17:13	適わかりやすい形に整理しやすい形にさせていただければいいかと思うんですけども。
0:17:19	内容のほうですね、
0:17:22	選別してきちんと出ていただければと思っております。
0:17:29	はい、中国電力課長です。承知いたしましたの今の補足説明2のほうも一度まとめた形だとし、必要なものをですね本編の方にも記載させていただきたいと思っております。以上です。
0:18:11	規制庁内藤ですけどもね。
0:18:14	資料全体構成の図今多分、
0:18:18	熊谷。
0:18:19	この案の二つに分けて説明しを分けるんですか。
0:18:23	っていう話もあるしね、よく整理して欲しいんですけども、細かい点から言っていくと、まず5ページのね新生児のほうの変更内容ということで、ここ記載がいい足りていなくて、一番上のやつだとね、代表施設と2号炉原子炉建屋選定したと。
0:18:41	どういう考えて、
0:18:44	ちょっと、

0:18:45	わからない。
0:18:46	どういう考えで選定したんだけど、こういう指摘を踏まえてこういう形に変え選定し、
0:18:54	グループ分けの考え方を分けたのでっての真ん中であって最終的にこうになりましたって話だよ。
0:19:05	こういう考え方で整理してたのを、こういう考え方に変えましたっていうのは変更の内容ですよ。
0:19:15	変更の内容って、2号炉原子炉建屋を選定したのを、2号原子炉建屋とガスタービン発電設備と防波壁等、
0:19:23	多重と逆Tを選びましたっていうのはそれは考え方を変更した結果であって変更したの考え方の方。
0:19:32	そこがわからない。
0:19:34	及び以下一緒。
0:19:37	特に
0:19:39	6ページに行くと申請時の評価で申請時どうしたものにも書いて、
0:20:07	中国電力の柏です。申し訳ございません当初のときの考え方というのが、結果だけの記載となっていて、そのプロセスが入っていないところがありました。
0:20:21	施設についてはですね、5ページのほうで、
0:20:26	そう当初申請の段階で重大事故等対象施設とかそういったものが審議の過程かの審査の過程で確定したのも踏まえて施設が増えていったということもありますので、
0:20:38	もともとの原子炉建屋を代表としていたところですね、こちらにですね、先ほど申し上げた定並びにさっき施設重量としても一番評価上厳しいという考えも持っていましたので、これまでの記載を充実させていただきたいと思います。
0:20:54	以上です。あわせて、6ページにつきましても、そもそも液状化を考えていなかったというところの考え方ですね、そういったところについても追記をさせていただきたいと思います。以上です。
0:21:10	規制庁のですけれども、あと斜面のところって、
0:21:14	これって、
0:21:17	これでいい。
0:21:18	全部表現できているんですか。
0:21:22	対象斜面を
0:21:27	変わっているのは何で、
0:21:35	はい。中国電力鹿志村です。こちらにつきましても先ほどの対象施設が審査の中で増えたといったことも関係してくる内容ですので、基礎地盤の会社の対

	象施設の考え方と合わせてですね、こちらの方にも追記をさせていただきたい と思います。
0:22:16	規制庁の伊藤ですけども、ペネ斜面で一番大きな議論があったのは、
0:22:22	西側の
0:22:25	防波堤の
0:22:28	ところの斜面について、これは滑らない。
0:22:32	といったのを、いや、
0:22:35	滑らないといってなかったのかっていうのを全部表土を非疾病ガス対応にしま したっていう
0:22:42	そこに行き着くところが斜面のところが一番議論した話なんだけど。
0:22:47	その扱いは、
0:22:49	どうします。新生児から
0:22:51	申請時との違いではないんだけど。
0:22:54	あそこが一番大きな議論なんだけど、それはここの変更内容に入らないです か。
0:23:07	中国電力清水です。一方の話は6ページの花壇に書いてある内容のことです ょうか。
0:23:40	中国電力清水ですけども聞こえてますでしょうか。
0:23:46	規制庁の伊藤です。これ下に入ってるやつですね。
0:23:57	ただしですねと6ページの左側のほうの申請時の評価というのが書いており ません。先ほど内藤さんおっしゃられたようにですねもともと地すべり地形、
0:24:06	ではないというふうに考えていたということもありますのでここについてはです ね最初のコメントの中身、コメントの中でありました通り申請時の評価というの ですね、我々なりの評価を当時の評価を記載したいと思います。以上です。
0:24:51	アクセスルートですけど、斜面の浜部話が
0:24:56	離れているのが、
0:24:59	わかりづらいんですね。
0:25:05	ちょっと工夫をお願いしたいと思いますってプラスこれあと6ページの一番最 初の四角の表だけ液状液状化影響を考慮した滑り安定性評価、
0:25:18	ってなってるんだけど。
0:25:23	俺、
0:25:28	液状化影響を考慮した滑りっていうのは、当初考えてなかった。
0:25:33	なんでね、表題が何か違和感があるんだけど。

0:26:04	中国電力の与儀です。すいません例えばなんですけど、ここ今特出しで液状化影響を考慮した滑り安定性評価と書いてあるんですけども、5 ページのほうに基礎地盤と周辺斜面の記載をしておりますので、
0:26:16	その中の変更という形で整理させていただければと思います。以上です。
0:26:35	規制庁ますすいません。今の趣旨がよく理解できない、5 ページ。
0:26:40	後のやつに
0:26:42	の内訳にするって言われたの。
0:26:52	はい、中国電力の有利です。おっしゃる通りでございます、基礎地盤周辺斜面の
0:26:59	新生児の検討反映事項の中の、例えばポツの三つ目とかそういうような形です、液状化影響についても考慮したというような旨を記載するのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。
0:27:13	規制庁ずそれってさあやったこと大分違うちゃうんじゃないのか。
0:27:19	代表施設。
0:27:22	どういう
0:27:25	溢水水位なんです。
0:27:26	ですから代表施設の選定の考え方を変えるのに2 は液状化も考慮した部分が入ってるってことなんですか。
0:27:40	中国電力の鹿島ですすみません言葉足らずで申し訳ありません。ちょっと先ほど油井が申し上げた趣旨はですね、5 ページのほうが上の表が基礎地盤に関する検討下の表を
0:27:53	周辺斜面による検討というふうに書いて分けてですね、こちらのタイトルの代表施設の選定といったところも削除した形で、上には基礎地盤の関係で当初考えていた項目がどうなったかと。
0:28:06	下の表では、斜面についてももともとの考え方と、審査の中で変わったものという表の形に、例えば2 ページを開けて基礎と社名を2 枚に分けて、
0:28:16	基礎で考え方を変えたものとして、液状化の考え方についても評価を変えたというような形で営業つき足すような形で、
0:28:24	ということで、御説明をさせていただいた次第です。以上です。聞いてないですけども、
0:28:32	時言おうとしたことはわかったというましたが、
0:28:35	斜面でも液状化の考慮やってるよね。
0:28:41	はい、中国電力箇所ですおっしゃられる通り斜面につきましても液状化は審査の中で考慮するように見直しておりますので、液状化の件については、斜面の表と基礎地盤の橋梁訪問被災をするように見直したいと考えております。

0:29:06	既設の規制庁のですけれども、あのね、いや、あれもやりましたこれそうさういう整理するとあれもやりましたこれもやりましたっていう
0:29:15	いっぱいありましたっていう資料になっちゃってて求めの意味がなくなっちゃうので、
0:29:24	代表施設の選定の考え方。
0:29:27	としてはこうやりました。
0:29:29	斜面の選定については
0:29:37	やりますと、
0:29:38	理由で
0:29:41	続きで斜面の安定性評価でこうやりますと、後で液状化っていうか、できることなのか物性値の考え方なのかなど、何度だと思うんだけど。
0:29:52	その部分については斜面と地盤共通でこういうことを変更しましたなんじゃないんです。
0:30:01	別に物性値液状化の範囲の考え方とこの物性値どういう扱いとします過度の範囲を物性値ゼロにしますかって考え方って、別に。
0:30:09	既いい等、
0:30:14	斜面と。
0:30:16	耐震重要施設等で考え方入ってないですよね共通の考え方でやってるんですよね。
0:30:22	地盤斜面の安定性の中での物性値をどうとり方しましょうかということで共通の考え方としてやってんじゃないんです。
0:30:35	中国電力鹿島です。はい、液状化に関する考え方については基礎地盤周辺斜面とも同じ安全率の考え方を適用しているというのは共通でございますので、今ちょっと先ほど来のお話を踏まえてちょっと
0:30:51	6 ページのタイトルのところが表の右左肩のタイトルをですね、もう少し見直したほうがいいのかと思ってお思いましたので、それぞれの項目ごとにまとめるんですけれども、こちらのタイトルのところですね、もう少し適正化を図られると考えてみたいと思います。
0:31:08	以上です。
0:31:37	規制庁なっちゃってよろしくお願ひします。また何か細かい点もばっかり出てくるんだけど。
0:31:44	例えばで 13 ページと 14 ページ。
0:31:47	耐震重要施設と重大事故と対象施設をそれぞれ 1 枚使ってるんだけど、これ一緒にできないですか。
0:32:00	38、

0:32:03	三条四条対象のもの、381030。
0:32:07	一応対象のものがあって、
0:32:10	その内Eと両方にかかるものもあって、プラスその説明時区域相当べた基礎のものがこういう形で分類されてますっていうことを説明したいんですよ。
0:32:23	2枚分ける必然性がないと思うんですけど、じゃないと、逆に使いづらいんですけど。
0:32:30	2枚に分けられちゃう。
0:32:34	中国電力の藤村です。こちらの13ページと14ページにつきましては、もともとの会合のときから2ページに分けていたんですけども、色を分けて記載をすることであれば1ページでおさめることも可能かと考えております。
0:32:50	以上です。
0:32:54	これやった内容を結果としてまとめるまとめ資料なので、
0:33:03	コンパクトに求められる部分をコンパクトにして欲しいんですよ、ページ数がどんどん増えちゃうので、
0:33:12	中国電力の関です。
0:33:14	29ページのほうにですね、ちょっと条文というところの記載はないんですが耐震
0:33:22	重要施設と重大事故、
0:33:24	事故等対処施設ということでまとめたものもつけておりますので、
0:33:29	条文との会議をがわかるようにこちら29ページのようなものに1034ページのほうを変えさせていただければと思います。以上です。
0:33:53	規制庁宛ですけども、ね、いろんなところに同じものを表現するやつ、いろんなバリエーションの評価が出る形になっちゃうんですが、結局、
0:34:04	これは機器
0:34:07	基本可能な限りは一つの図表でまとめるような形でまとめたやつを使っていたきたいんですよ。そうすると外ページ減りますよね。
0:34:23	中国電力の清喜です。こちらのほうはまとめた形で表現させていただきたいと思います。以上です。
0:34:40	規制庁の松井です。今の当施設の色分けというか、区分については
0:34:47	前回のヒアリングで私斜面のところ、131ページ、232ページで、
0:34:54	3040と20。
0:34:59	以上、38条と色分けしてくださいってお願いして二百三十一、二百30には色分けしていただいたんですけど、先ほど内藤さんのお話あった耐震重要施設の中で重大とかねてるのとかねてないと。

0:35:16	の色分けも一緒にして加えてしていただけると、先ほど 29 ページも含めて同じように、
0:35:26	対応していただけるとありがたいんですが、お願いしたい。
0:35:34	中国電力の藤村です。承知いたしました。
0:36:42	規制庁の伊藤ですけどもごめんなさいちょっと戻って 2 ページ。
0:36:48	2 ページの一番最後のポツのところは、
0:36:51	吸込等周辺の線量の液状化の安全機能に影響することを確認した。
0:36:57	となっただけ。
0:37:00	これは、
0:37:01	どうだからなんですか。
0:37:06	どういことを確認してから、施設に影響を及ぼさないことを確認した。
0:37:10	農家が
0:37:12	施設に影響を及ぼさない。
0:37:15	理由が何も書いてないんですけど。
0:37:22	中国電力の初めはです。理由としましては、各施設が強固な岩盤に支持されていることからってということだったんですけども、それがわかるように追記したいと思います。以上です。
0:37:33	規制庁ナイトですけども、
0:37:35	各施設が
0:37:39	岩盤に
0:37:40	岩盤支持
0:37:44	は、杭基礎杭を介してとマンメイドロックを介して、
0:37:49	ですよ。
0:37:53	岩盤に支持されるとすると各施設、
0:37:57	直接支持じゃないものもあります。
0:38:08	はい、中国電力の油井です。すいませんおっしゃる通り、杭を介してでもありましたり改良地盤に支持されているものもありますので、そういった内容がわかるように、こちらに記載したいと思います。以上です。
0:38:24	規制庁熊谷です。
0:38:26	例えば 209 ページなどを見ていただくと。
0:38:29	何か出力領域のところですけども。
0:38:33	これ岩盤で支持されていることから、とあるんですけど増見ると、
0:38:38	MMRもですね、あってMMRを
0:38:44	指示されてるといようなところもありますので、きちんとそういったものをですね、表現をしていただければと思います。

0:38:55	中国電力の乳井です。承知いたしました。以上です。
0:39:09	規制庁投入す。ちょっとこの資料と外れてしまうかもしれないんですけど、今、今先ほどからちょっとやりとりしてる中で、当初からの申請時から変わったところっていうのがまとまった。
0:39:24	できて、いろいろやりとりしたんですけど、これ前のヒアリングのときに、三番で、
0:39:33	申請時からの変更ってこうまとめ。
0:39:36	申請時からの下への反映事項っていうのをまとめていただいているんですけど、この辺も変わってくるんですかね、追記されるんですかね。
0:39:46	ところこのA3のほうは、
0:39:50	と会合に向けて今、こないだもらったのが最終版として考えられているのかちょっと確認させてください。
0:39:58	はい中国電力鹿島です。
0:40:02	2月24日付で御提出させていただいたPPB-082の資料のことをおっしゃってるんだと思います。こちらのほうつくり込みとしましては、各あの地震でありますとか津波地質関係ですね。
0:40:16	お付けしております。安定解析であれば例えば5ページ6ページにつけているもの、こちらと合わせるような形で作成を同時につくっておりますので、基本は内容としては整合しております。ただ、本日のヒアリングを踏まえてですね、安定解析についても、
0:40:34	見直しが生じますので、それに合わせるような形になりますとA3のほうもですね、修正がかかってこようかと思います。以上です。
0:40:44	何ですか。わかりました。
0:41:53	規制庁の伊藤ですけども、ずっとね。
0:41:57	次、
0:41:58	地質の概要のところですね。
0:42:11	この16ページって。
0:42:14	いるんですか。支出側に入っているのと同じものをまた再掲している。
0:42:28	はい、中国電力野依でございます。おっしゃる通り地質に記載している、あるものを再掲してございますけども、先行炉も含めてこういったものが入ってるかと思いましたので地質の概要ということで掲載させていただいております。
0:42:43	削除することも可能だと思います。以上です。
0:43:29	えっとねっていう、ここのところでは敷地、17ページに敷地の地質図をつけてあげて留意。
0:43:40	きつとに

0:43:42	傾斜する萩田証人が認められることから、
0:43:47	言っているんだけど、ここの北に傾斜して地層が傾斜しているっていうのは、
0:43:54	どこで
0:43:57	見てくれっていう資料構成になってるんですか。
0:44:04	という結論の 25 ページのほうで、敷地の北に傾斜する流れ盤構造を有するはや処理が認められることから、
0:44:11	ちょっといい知見着目して、
0:44:14	評価を実施するようになってんですけど。
0:44:20	結論のところの北に張り出すって流れ場構造数
0:44:26	流れ盤の張り出し尾根地形が、
0:44:31	ありますっていうのはどれを見れないんですか。
0:44:37	すみません中国電力の油井です。例えば 17 ページの地質平面図のほうにですわね。
0:44:44	一番図の中心のところに背斜軸記載しておりますけども、これより北側へと北傾斜と南が南傾斜ということですね。ですね。
0:44:56	この赤色の点線で書いてありますところが北傾斜の流れ盤構造を有する張り出し尾根地形ということで記載をしております。
0:45:05	実際断面切ったときに北傾斜になってるかということで、19 ページのほうにお示ししてございますけども、こちらの 2 号炉原子炉建物中心で南北に切ったの地質断面図を示しております、こういったところがエビデンスになるとるんっておろうかと思えます。以上です。
0:45:29	既設などです。そういう説明をしたいっていうんであればね。
0:45:33	この 19 ページのところに、
0:45:36	向斜軸、
0:45:39	を挟んで海側についてはとか、ちゃんと書かないとわかんないよね。
0:45:49	はい。中国電力鹿島です。申し訳ございませんと説明が足りてないところがありますので、こちらについては申し上げたように、背斜軸のより北側というようなところも踏まえてちょっと追記をさせていただきたいと思えます。
0:46:45	猫がいいとかこの地質の概要のところもね、シームの写真なんかは特になくて敷地内にはシームが存在する、皆さんが言ったのでシームが存在するんでそれを滑り滑り線として考慮するっていうことを言いたいでしょ。
0:47:03	だけど、
0:47:05	シームが存在するというよりはシームを滑り
0:47:10	面として考慮するっていう話が入ってなくて、将来活動する可能性の断層等には該当しないと。

0:47:18	いうこと。
0:47:20	が入って行って、
0:47:22	いいってこと。
0:47:24	っていう活動性がないって話じゃないんじゃないんですか。
0:47:30	1億で了解します。申し訳ございません。こちらにつきましても、滑り安定上の弱層ということで位置付けたものでございますので、こちらの記載についても改めてちょっと見直したいと思います。
0:47:44	以上です。
0:48:45	岩井も言ってきたと思う皆さんだけどうという論理構成なのかっていうのをね、しっかり書いて欲しいんですよという、30ページに行くとねこの液状化範囲の検討ってなってるんだけど。
0:48:59	せん断強度の低下を考慮すると、それはそうですよね。
0:49:04	あと、
0:49:04	2、
0:49:07	3次元流量カワラサキの水位を設定するとなってるんだけど。
0:49:24	これこそ生きるこれ戦略とって考慮するっていうなくて、
0:49:29	これって言う人の四角でいいんじゃないんですか。
0:49:36	地下水以深の埋戻等について液状化による選択の抵抗を考慮し、
0:49:41	C、
0:49:43	リストの話しに行くんじゃないんですか。
0:49:56	中国電力の入江です。すいません。と御指摘の内容をちょっと確認させていただきたいんですけども、30ページに記載の液状化範囲の検討のページでございまして、この一番上の箱書きのポツの二つ目の規制を不要だというそういう御指摘でしょうか。すいません、認識不足で。
0:50:13	失礼します。
0:50:21	いろんな庁内のっていう、
0:50:25	雪受講い液状化を地下水及びそれに伴う液状化の影響の考慮なんじゃない。
0:50:35	設計方針としてこういう、ここの部分についてはこういう形で考慮しますんじゃないんですか。
0:51:03	中国電力の鹿島です。すいません。
0:51:07	伊藤さんおっしゃったところの二つ目のポツが何個かの全体の説明の流れの中でちょっと異質で邪魔をしているような文章だという御趣旨だったと。
0:51:17	2に認識しましたのでこちらを書いているのは、

0:51:23	下のポツのほうですね二つに分けてレベルによって液状化を考慮する範囲としない範囲というのをあげてございますが、これが三次元の浸透に結果に基づく地下水位分布でもってこの二つのパターンに分けているというところ。
0:51:39	の根拠としておりますので、この図でもって、おのずとですね、二つ目のポツでもって、こちらの考え方をお示しさせていただいているものでございますがちょっとこちらの流れがわかるような形ですね、やっぱりちょっと箱書きの順番等も含めて、
0:51:56	再検討したいと思います。以上です。
0:52:14	規制庁の伊藤ですけれども、刀禰。
0:52:18	御趣旨三次元浸透流解析はどういう条件でどういうふうに解析を行ったのかわつてのはどこにあるんですか。これ補足か何か。
0:52:26	入れてあるんですか。
0:52:31	中国電力柏でちょっと探しますのでお時間ください。
0:52:40	中国電力の清喜です。補足説明資料の 12 章ということで 310 ページからのところに
0:52:51	記載をしております。
0:52:57	基本的にはですねプラント側でこちら削減浸透流解析のほうを説明させていただいておりますので、そちらを用いておりますので、プラント側の資料を引用するような格好形で解析条件に関わるところ、引用させていただいているというところでございます。以上です。
0:54:45	岸本ですけども。
0:54:48	結論として液状化水位を文字で書いてるんだけど。
0:54:52	これっていうのどういうふうに
0:54:55	断面として見るとどうなるかわつてのはどっかでわかりますというのと、あと後ろのほうに行くと、液状化範囲の話については、多分、
0:55:05	例えばこれ 81 とか 8 に行くと、これ、青点線の部分は液状化は考慮した範囲ですっていう話だと思っただけど、ここのリンクが、
0:55:17	わかんないんですよ。
0:55:30	この点線の部分は液状化範囲ですっていうところについては、
0:55:34	どこ見りゃ書いてあるんですか。
0:55:45	中国電力の入江です。すいません。まず 30 ページで御指摘の断面図でわかるようになってるかわつていうところなんですけども、ちょっと断面図に対する地下水としては整理してなくてですね、30 ページの平面図のコンターから読み取るような形になっております。
0:56:03	例えばということでおっしゃったの 81 ページの

0:56:07	8.5m盤から 15m盤の基礎地盤に該当する防波駅の多重鋼管ぐ式擁壁の青点線の部分でございますけれども、
0:56:16	こういったところもすべて 30 ページに繋がってまして、
0:56:20	8.5m盤から 15m盤では、の埋戻しについては液状化によるせん断強度の低下を考慮するということで 30 ページの箱書き桁の箱書きのですねポツの一つみんな目の記載に繋がるような形で、
0:56:34	今は整理してございます。
0:56:37	日実情としては以上です。
0:56:50	いや、整理している。
0:56:57	だろうけど、
0:56:58	整理していることが読めない。
0:57:01	この青点線は液状化を考慮する範囲内で地下水位よりも上の部分については考慮しないというところが読めないですね。
0:57:11	どこで読むんですか。
0:57:12	中国電力がそう考えているってということについて、この資料じゃどこで読むんですか。
0:57:28	その関係で 30 ページのところにあスタリスクでもって、872 回
0:57:35	審査会合において説明済みとなっていて、
0:57:40	いや、これこれだけ読むと、要は審査会合で説明しているからいいんです。
0:57:48	と言ってるような説明資料になってるんだけど、そういうお考えなんですか。
0:58:01	中国電力鹿島です。申し訳ございません。こちらの記載のほうちょっとあの三次元浸透流解析の
0:58:08	県について記載させていただいてるところで液状化の考慮する考慮しないというところではございませんので、こちらの記載ちょっと修文させてください。
0:58:20	どういうものを液状どこからどこ液状化を考慮するかっていうところにつきましては、ちょっとこちら 30 ページのほうで
0:58:29	記載しているので、ちょっとわかりにくいんですが、この後で 31 ページのところですね、設置地盤の標高なり施設区分ということでグループ ABCD というふうに分けてございますんで、当人基盤として液状化を考慮しない。
0:58:45	グループというのが 44 リッターからよ 50 メーターバーに設置する施設と下位高台に設置する施設、こちらにつきましては、液状化を考慮しないということになりますので、それ以外のグループ CD という
0:59:01	低いわけですね 15 メーター場合以下のところにつきましては、地表面以下の埋戻しとによるつきましてすべて液状化を考慮するという評価をしておりますので、

0:59:11	こちらがですね、わかるような形で記載のちょっと集合させていただきたいと思 います。以上です。
1:01:32	規制庁の伊藤ですけども。
1:01:34	大人ばらばらっと見ていって気になるのは、ほかにもいろいろあるんだと思う んだけど。
1:01:42	60 ページとか、そう。
1:01:46	この物資位置は、なんでここにあるんですか、64 ページとか、
1:01:52	臼井知って後ろにみんなあるんですよ。
1:01:56	雨水の考え方。
1:01:59	あと重量の考え方も後ろにあるんですよ。
1:02:06	解析用物性値のどこにあるんです。
1:02:09	なんでこれだけ前もって
1:02:11	来てるんですか。
1:02:26	中国電力の鹿志村です。こちらですね、60 ページのほうで改良地盤の仕様と かを御説明してるところに、試験結果も近いところで一緒に合わせて見ていた だいたほうが良いと考えて防犯域の図面とあわせてですね。
1:02:41	この近くでお示しをしております 64 ページ 65 ページも同じ考え方でございま すが、
1:02:48	先ほどおっしゃられたっていう踏まえて、いずれも物性値関係の仲間として、
1:02:56	後ろに回すことが日基礎適切かと思しますので、こちらを保守させていただき たいと思う。
1:03:02	以上です。
1:04:52	これだけ時間取ってもしょうがないので、この後のコメントの
1:04:57	会合で、
1:04:58	ちゃんと適正化してねっていう話にところにもっとんちゃうけれども、
1:05:03	220
1:05:06	6 ページでしたっけ。
1:05:20	これの
1:05:25	これのEと構造成立性を確認した資料っていうのはどこに出たんです。
1:05:32	まず、
1:05:40	中国電力の藤村です。
1:05:43	構造成立性を確認した資料につきましては、右肩No.の(1)、補足説明資料の
1:05:52	13. 一章と 13.2 章のほうに記載しております。以上です。
1:06:12	中国電力の木村です。
1:06:14	13. 一章のほうでですね、あのプラント側のほうで御説明

1:06:19	しております。
1:06:21	はい。
1:06:22	59分8号映写ですとか、446分の1の傾斜についての構造を成立性について御説明しております、
1:06:32	13.2章のほうで、
1:06:36	改良地盤の物性値を
1:06:38	修正しました。全応力解析に基づく傾斜であります。
1:06:43	150
1:06:48	158分の1。
1:06:50	もう傾斜に
1:06:51	続いての構造成立性。
1:06:53	もう確認を13.2章のほうでお示しております。以上です。
1:08:18	規制庁のですけれども、これね、構造成立性にしようって、
1:08:23	こっ選考を参考に飛ばせてます。
1:08:29	ちょうど
1:08:54	すいません中国電力会社です。すいませんちょっとこちらあの丘の確認をいたしますので、ちょっとお時間をいただき、本件の確認次第また改めて見たことを回答させてください。このヒアリングの中で、すいません。以上です。
1:09:10	はい、お願いします。
1:09:12	っていう、
1:09:14	この傾斜でね、ここの四角5行為の中で初めて来出てくる数字が、
1:09:23	あるんですけど。
1:09:24	構成はどうやって説明されるつもりなんですか。
1:09:46	すみません中国電力に出てございます。おっしゃられてるのが226ページの箱書きの中段ぐらいにあります59分の1という数字と認識しておりますけども、こちらあの補足のほうに紐づきにするようなことを記載しておりませんので、
1:10:03	そういったことで対応しようと考えてございます。申し訳ございませんでした。
1:10:08	基準のですけど、補足によってもその59分の1と9社が出たからって言うてるんじゃないんだっけ。
1:10:17	プラント側の
1:10:23	傾斜のところでは59分の1という数字全然出てこない状況になってますよね。
1:10:32	これ、これどうやって資料上、
1:10:36	完結させるんですか。

1:10:38	。
1:11:10	中国電力の入江でございます。先ほど私申し上げたのですね補足説明資料の13相の324ページをちょっと見ていただきたいんですけども。
1:11:25	こちらのほうに全応力解析の結果として地震動による傾斜59分の1ということで、右側の表のほうに記載しておりますけども、内動作のおっしゃってるイメージはこういうイメージではなくて、
1:11:42	本編資料に書いてあるような体裁のもので改良地盤を取り戻し度とした場合59分の1が出てますという、そういった資料が必要なんじゃないかというような趣旨資料消火しません。
1:12:03	えっとね、規制庁の伊藤ですけども、これまとめ資料なので、後から見て、
1:12:12	中国電力の
1:12:15	論理構成がこうでこうこうこうでこのデータを使って基準に適合していると。
1:12:22	判断しました。
1:12:24	というのが多い量に残す資料なんですけれども、
1:12:30	59分の1というのは、地盤の評価のところに、どこにも今存在しない形になってますよねこの資料上、
1:12:40	だけれども、
1:12:41	効能成立性のところでいきなり59分後に傾斜する構造成立性を確認しているから、
1:12:57	となっていて、
1:12:59	いう59分の1って、
1:13:02	どこにも、
1:13:03	まとめ資料上層出してないのをどうやって全体の
1:13:09	論理構成を通すんですかって聞いてるんですけど。
1:13:18	中国電力の入江です。おっしゃってる趣旨理解いたしました。まとめ資料の本編のほうの流れの中で、まず改良地盤埋戻度とした場合の経営者の結果ということで記載した上で整理をしたいと思います。以上です。
1:13:42	きちっと中国電力総数チェックというかそれ本編に書くんですか。
1:14:05	はい、中国電力の乾です。失礼いたしました。補足説明資料の図13相の前にですね、改良地盤が埋戻ドームの米の傾斜の解析結果ということで整理してお示ししようと考えております。以上です。
1:14:38	規制庁のんですけど、それにちゃんと
1:14:44	考えているかっ入りかと考えてください計
1:14:49	ただ単に議長かを

1:14:52	元の物性値でやったものの検討結果とかいったときにその位置付けわかんないですね。
1:15:03	50年後の人が見たときに、
1:15:06	わかると思います。
1:15:08	わかるように入れないといけない。
1:15:15	はい、中国電力の入江でございます。承知いたしましたの位置付けも含めて後の人が見てもわかるように整理をしたいと思います。以上です。
1:15:50	規制庁の伊藤ですけれども、刀禰今うちも確認したけれども、ヶ所だけはね、考え方については本編に1枚出てそう詳細について参考資料で、
1:16:02	やっているんですよ。
1:16:04	だから、
1:16:08	そうしないと、この本店見たときに、
1:16:16	詳細見れば、詳しいことはあるのかなとって詳細を見に行こうとするような
1:16:22	形でつくらないと。
1:16:26	補足説明資料の意味がなくなっちゃうので、
1:16:29	そこは先行とかも見ながら、どういう形にして、まとめを資料まとめていくのかってのはよく考えていただけませんか。
1:16:47	1億電力会社です。専攻の資料も参考にですね、今おっしゃられた点踏まえて検討したいと思います。
1:17:14	中国電力指でございます。すみません先ほどの件で1点確認なんですけど我々の方も他のお手元にですね柏崎のまとめ資料が用意できましたのでちょっと確認なんですけども。
1:17:26	今の内藤さんがおっしゃられている既存の傾斜の話っていうのは、まとめ資料の84ページに記載の
1:17:35	地震時の傾斜に対する建屋のへの影響についてっていうようなページをイメージされてるという理解でよろしいでしょうか。
1:17:49	求めの何ページちょっと80。
1:17:57	あ、すみません、84ページでちょっと見ている資料はですね、中国電力の入江でございます。
1:18:04	日付が平成28年の9月30日ですので、最後は確か12月22日でしたっけ。ちょっと少し古い資料になっています。以上です。
1:18:17	えっとね、最終版だと68ページになってるんだけど。
1:18:23	多分、今、
1:18:25	最終かどうかは確認できないけど、
1:18:28	刀禰基礎の傾斜がそれぞれ建屋幾つになってますと静水幾つで等々で、

1:18:34	横軸にSsとって縦軸に
1:18:38	合計をとって、
1:18:39	駄目とってたけどその次に、
1:18:43	この傾斜が
1:18:47	影響検討した結果として、
1:18:52	傾斜を
1:18:54	救急車を転倒モーメントコメント変換かけてあげて、それでどういう考え方でやっていく設計私立がありますって1万円を入れているんですよ。
1:19:15	はい、中国電力によりです。すみません手元に12月の柏崎のまとめ資料の用意できました。で、68ページということで、認識いたしました。例のような資料会おうと島根でもちょっと作成して、
1:19:33	それから詳細を補足といった形で整理したいと考えます。以上です。
1:19:40	はい。規制庁宛ですけどもよろしくお願いします。柏崎の
1:19:44	荷重に持ってたから、単純で、
1:19:48	書けるけどもう一度倍荷重に持って行ってなくて、
1:19:53	荷重ん計算に持ってってるからちょっと厄介だけど、ちょっとわかるような形で整理をしてください。
1:20:06	中国電力リエス承知いたしました。1枚で経営者の概要がわかるようなもの、本編つけたいと思います。以上です。
1:20:22	あとねここへさっきの226ページに戻るんだけど、まず第948回審査会合においてこれじゃないよね1やったからって話じゃなくて結果としてどうなのかって話なので。
1:20:35	この語尾がそののれる恐れがないことを確認したとってんだけど。
1:20:44	確認したんですか。
1:20:48	我々の意識を
1:20:52	基本設計段階のモデルに基づいて、
1:20:56	成立性を
1:20:58	説明を聞いてはいるけれども、
1:21:02	恐れがないこと。
1:21:08	までは説明聞いてないという認識なんだけど。
1:21:14	中国電力鹿島です。申し訳ありません、こちらおっしゃられておるようなちょっと書き過ぎたところがございますんで、構造成立性の見通しを
1:21:23	確認しているところまでの記載に改めたいと思います。申し訳ありませんでした。
1:21:30	ここは既設ののです。そこも先行なりどころでどういう表現しているのかと。

1:21:36	割と
1:21:38	議論をした上で先行のやつも決まっているし、
1:21:47	その辺をよく
1:21:50	考えて記載ぶりをしてもらえませんか。
1:21:59	はい、中国電力課長です。承知いたしました。
1:22:17	すいません中国電力の有利なんですけども、先ほどの当柏崎の個目資料がございまして 68 ページのほうにですね。
1:22:27	例えば最後の締めくくりとしての建屋の安定性健全性には影響はないと判断できるというような記載がありますので、こういった記載を参考に整理してみたいと考えますが、いかがでしょうか。以上です。
1:22:44	規制庁、川ですけど、判断できるの全単に考え方を示してますよねそっちが重要なので、
1:22:50	よろしくお願いします。
1:22:58	中国電力の油井です。そのポツの一つ前のコメントで記載だと考えておりますので、はい。承知いたしました。
1:23:39	規制庁なんですけれども、次の 227 ページなんですけども。
1:23:45	これ皆さんの認識を確認してんだけど、基準に適合していることを確認したから基本設計方針を定めるんですか。
1:24:04	表題も設置許可基準への適合性及び設置許可段階における基本設計方針ですよね。
1:24:11	基本設計、
1:24:12	設置許可、
1:24:14	って気泡設計ないし基本設計方針ですよね。
1:24:19	基本設計ないし基本設計方針が基準に適合していることを確認するのかが基本。
1:24:25	設置許可なんですけども。
1:24:28	等でここは皆さんの書き方とグルグル回って行って、基本設計ないし基本設計方針が基準に適合していることを確認した。
1:24:38	ので以下の基本設計方針を定める。
1:24:46	となっちゃってるんですけど。
1:24:49	これはこれでよろしいですか。
1:25:10	すいません中国電力の鹿島です。ちょっと
1:25:13	ここの書き方については正直、我々のほうでもですねどう書くのが一番は読みやすいのかなっていうところは考えた上でですね、こういった形で今規制をさせていただいております。基本的には今の

1:25:29	設置許可段階で設定した物性値お礼を評価すれば、
1:25:34	基盤としては、適合すると。
1:25:37	ですので物性値等の管理目標値として詳細設計段階で、こちらについて確認、管理をしていくということが基本の方針だというふうに認識をして記載をしてさしていただいている次第でございます。
1:25:56	規制庁なってるんですけども、刀禰前回の会合で議論する話とちょっと違っているような気がするんだけど。
1:26:04	物性値を本来であれば、きちんとその物性を数を確認したものでやる話であれば、基準に適合しているといえるんだけど。
1:26:17	そうじゃなくって、1点だけのPS検層の結果を用いて出してきましたという形でそのPS検層から一般式とかを使って逆算した物性値
1:26:32	で計算すれば、
1:26:38	148 だっけ分の 1 で傾斜は目安一/二千と目安を満たしてないんだけど、構造成立性を確認した。
1:26:50	構造成立性の構造の成立性があるかどうかの大きい検討した結果、構造成立性は確保できると。
1:26:59	評価をしたので、
1:27:02	なので、物性値の管理としてはこういう考え方、現在モデルを
1:27:10	それで沈み込みがきちんと担保をとります。現在モデルに入ることができてない。
1:27:18	グラウンドアンカーについてもきちんと詳細設計段階で入れてあげて、はね上がりの部分はこれで抑制するという形をとるので。
1:27:33	基準に適合してる。
1:27:35	っていうことじゃないんですたっけ。
1:28:00	中国電力の鹿島です。すいませんちょっとその辺りが私のほうがちょっと認識がずれていたのかもしれませんが、まずまずもって、こういう換算値で物性で地盤の安全性が確保できるということを確認した。
1:28:16	今後の後段引き継ぐ方針として、
1:28:21	物性完了していくことと、評価の中でグラウンドアンカーを持っておりをするところがあるところが今後の引き継ぐところへの方針というふうに考えて記載をさせていただいておりましたが、それも含めての基本設計方針と
1:28:35	それでもって
1:28:38	基準に適合するというようなところではないかという趣旨だと思いますので、ちょっとこちらのほうはちょっと今の構成ではそうは読めませんので、その辺りちょっと、
1:28:49	資料のほう修正させていただきたいと思います。

1:28:54	規制庁の伊藤ですけれども、中国電力としての認識を
1:28:59	確認したいんですけども。
1:29:03	引き継ぐということは許可のうちWACですか、外枠ですか、皆さんのお約束はどっちなんですか。
1:29:15	中国電力課長です。許可の内枠というふうに考えております。以上です。
1:29:21	貴重なですね、であれば、確認をしたので、
1:29:26	以下のような基本設計をする方針を定めるっていうのはおかしいですよね。
1:29:32	こういう気泡設計であるから、適合しているとしてるんですよ。
1:29:40	理由でこれも適合していくことを確認したっていう確認。
1:29:46	しているんですか、判断したんですかどっちですか。
1:29:53	中国電力箇所はこちら側の判断というところで正しい使い方だと思います。申し訳ありませんでした。
1:30:04	規制庁の前段の部分はよろしいですか。
1:30:11	はい、中国電力はします。
1:30:13	やはり設置許可段階で設定した物性値で評価することにより、
1:30:19	基準適合するというのが、省略次でこれだけではなくて後段に管理方法目標値として、
1:30:27	位置付けた上で、あの後段で管理をするところとグラウンドアンカーも考慮すると、これも含めて方針を定めることで、基準に適合するというような趣旨かと理解いたしました。
1:30:43	はい、説明ですとね、ここはすげえ等々、通常の設置許可のときに何も無い状態で一般物性値を持ってきて、それを管理目標値として設定をするとした上で、
1:31:00	やっているのと同じ構造でやっているんですよ。
1:31:05	管理目標値と設定して物性値がきちんと担保取れるように後段で見るという基本設計方針があるから、
1:31:16	基準に適合していると判断するんじゃないんですか。
1:31:24	中部電力清水です。基本的にはですね内藤さんおっしゃられた話は会合のときも我々そういう理解をしててちょっと書きぶりとしてちょっとその思いが見えなかったんだと思いますんで、特にですね最初の1行目について、についてはですね。
1:31:42	し、設置許可段階でしっかりして確認ができていうことをですね切らないと設置許可はなかなかオッケーだということは、
1:31:53	見えないのかなというところもあってですねちょっと確認したというところもちょっと強気というか

1:32:01	強い口調というか、記載ぶりになっております実態はですねその下にあります通りの箱書きのところを実際確認していく。今回の部分で確認したということに考えておりますので、ちょっとその辺りを含めてね、見直したいと思います。以上です。
1:32:30	規制庁側ですけど、これってね、この考え方がしっかり整理できないと。
1:32:37	基準見て寄付してるかどうかというところをリハかねますので、ちょっとよく整理をしてください。お願いします。
1:32:48	中国電力リース承知いたしました。
1:34:25	規制庁の伊藤です。社内のところ、
1:34:34	西語防潮定のところの斜面の表土のところをこの入り剥がした剥がすことによりこの解析結果になりますっていうのはどっかに書いてあるんですか。
1:34:56	中国電力の油井です。
1:34:58	241
1:35:00	241 ページなんですけども。
1:35:04	こちらの評価対象数斜面の選定方法グループAのところの絵と左上の断面図でございますけども、防波壁規制端部の周辺斜面ということで、その下の※書きですね。
1:35:18	に取れ基数を粘性度の切り取りを反映済みということで記載させていただいております。その平面図がその前のページの 240 ページということで、
1:35:28	左上の都産 3 断面ということです。箱書きの中にもですねすいません直明のほうで
1:35:36	廃棄の審査会合の中で、利益する導入けれども切り取りを反映済みであるというものを記載してございます。以上です。
1:35:45	規制庁の伊藤です。だからこれ、これもさっきから何回も言っているように、それじゃまとめ資料にならないので、この回の会合資料を見てくださいやまとめ資料にならないので、しっかり書いてください。
1:36:00	中国電力の李です。申し訳ございませんでした。承知いたしました。
1:38:26	規制庁の伊藤ですけど、言って細かい点で確認なんですけど、地下水位をねリアクタービルとかのやつで基礎底盤状面と設定するとさっと書いてあるんだけど、これってどういうでしたっけ。
1:38:41	何で証明なんですしたっけ。
1:38:58	取出し量と 126 ページ。
1:39:09	中国電力によりです。126 ページの箱書きのポツの一つ目のほうにですね、ちょっとわかりにくいのかもしないですけども、詳細設計段階における
1:39:19	建物構築物の設計方針を踏まえて保守的な設定とするためということで、

1:39:25	後任の後段のほうの一への説明します。土地
1:39:30	濁水にプラスアルファで少し保守的な整備ということで、
1:39:35	時その上限ということで設定をしてございます。
1:39:39	以上です。
1:39:47	規制庁の伊藤です。これもね、基本設計ないし基本設計方針としての基準の適合性の中に、
1:39:56	今は何もありませんということで、後段規制の中で設定を
1:40:02	するためと言われてもあまり理由になってないので、
1:40:14	今の基本設計として、
1:40:18	何、どういう考え方で上限とするんですか。
1:40:23	基本設計として何も定まらなくて詳細設計で定めるますって言われたら書けないですよ。
1:41:05	すいません中国電力です。嶋です。ちょっとすみません、こちらにやはり詳細基本設計段階でこの詳細設計段階というキーワードが出ていくと、今おっしゃられるようなところですね、
1:41:18	矛盾といいますか。
1:41:20	出てきているのだと思います。例えば基本設計段階における地下水として保守的に設定するとかってというのは、
1:41:28	活動もできるのかなと思っております。ちょっと先行サイトの
1:41:35	記載もですね、ここにした上での辺りちょっと機械のほうの工夫したいと思えます。以上です。
1:41:45	規制庁の伊藤ですけども。
1:41:47	考え方を少しサブドレンの設置位置よりもうちょっと保守的に上に設定しますと、そういうことですか。
1:42:04	中国電力課長ですか。おっしゃられる通りサブドレンのエキスよりも、
1:42:09	保守的な数字となっております。
1:42:12	いや、サブドレンよりも保守的な数字になってますという
1:42:16	結果ではなくて、設定の考え方としてはサブドレンの設置位置よりも、
1:42:25	溢水があらうと考えているけれどもそれを保守的にそれよりもちょっと上に設定するというので、基礎建家基礎上限としたってことですね、きっと建屋基礎にサブドレンのやつって。
1:42:39	常務よりちょっと下になってるっていう、そういうこと。
1:42:42	っていいですか。
1:42:51	地方交付税場所ですいません。

1:42:54	今ですね活動等を音声途切れと入れて、ちょっと翌期効率がいいと共同であります。申し訳ありませんけどもちょっとお願いできませんでしょうか。
1:43:05	中国電力のプローブとちょっと一旦ここでませんでしょか。
1:43:11	きれるか 1 回立ち上げ直す画像止めるかまず画像うちも切ってみますと、ちょっとお待ちください。
1:43:21	規制庁の後ですけれども、音声はどんな感じで聞こえてますでしょうか。
1:43:31	ちょっとこちら画像切っていました、先ほど規制庁さんの画像切っていただけるという御社ちょっとまた途切れ途切れでした。
1:43:41	今規制庁のですけど、今、両方とも家族た状態ですけれども、音声は聞こえてますでしょうか。
1:44:03	規制庁内藤です。中国電力のほうで音声聞こえてますでしょうか。
1:44:39	規制庁内藤です。
1:44:41	東京資産は聞こえてます。
1:46:02	規制庁内藤です。すいません、どうもYの調子が悪いので、1 回切って立ち上げ直して再開したいと思います。
1:49:44	ただ、
1:50:14	。
1:50:53	はい。
1:51:15	規制庁熊谷です。音声聞こえますでしょうか。
1:51:19	はい。中国電力鹿島です。音声声も聞こえております。どうぞ。
1:51:26	それではヒアリングで再開したいと思います。
1:51:34	はい。すいません中国電力の鹿島です。先ほど 126 ページのところ、
1:51:41	コメントいただいているところですが、こちらにつきましては、一つの案としまして、詳細設計段階における建物構築物等請求報奨踏まえて保守的な設定とするためという表現がなくても、文章としては通りますので、
1:51:58	こちらの文言を削除させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
1:52:03	木嶋です。
1:52:05	そこをお貸ししますけども、まずは設定として、
1:52:11	当なんでもいい
1:52:15	基礎上面、
1:52:17	なのか。
1:52:18	というのは困難ですけど、普通は基礎、
1:52:22	底面で普通は皆さん設定されるんだけど。
1:52:27	島根 2 号だけなんて基礎、
1:52:29	状面なのかってことについては、

1:52:33	これは基礎の中、
1:52:35	基礎の
1:52:37	状面よりも下側に、
1:52:40	サブドレンはどここの位置に置いているんですしたっけ。
1:52:52	サブドレン地域がサブドレン一種への水の収支収集管の
1:52:58	高さっていうのはどの高さになってるんですかってそれよりも考慮して保守的にそれの上に設定した結果として立って起訴状面になってるっていう、そういうことですか。
1:53:11	中国電力箇所ですおっしゃられる通りでサブドレンを設定した設計の水位よりもですね、表面のごいー、二万次の方設定しているところですよ。以上です。
1:53:27	すみません、規制庁ですサブドレンの収集管のところの数字設定値は、
1:53:33	基礎、
1:53:35	底面
1:53:36	ですか。
1:53:45	中国電力鹿志村です。すみません今手元にですね資料のほう確認それでネタが全然今、すぐに確認いたしますのでこのヒアリングの中で、改めて御回答させていただきます。以上です。
1:53:59	ちょっと適切な是正確認してください。通常、サブドレンの収集管の位置は、当期へ水による浮き上がりを抑制するために定盤の位置に設定するはずなんだけど。
1:54:14	ちょっと確認してください。よろしくお願ひします。
1:54:17	中国電力鹿島です。承知いたしました。
1:55:28	規制庁後ですけれども、126 ページもこのページも第何回会合で説明済みとなっているので、
1:55:37	こういうのをやめてください。説明
1:55:39	した結果を
1:55:41	きちんとコンパクトにまとめたのが、
1:55:44	まとめ資料ですので、
1:55:47	そういう作り、
1:55:48	他も全部、そういう形にしてください。
1:55:53	はい、中国電力箇所です。
1:55:55	承知いたしました。
1:57:32	規制庁熊谷です。
1:57:35	地盤斜面の安定性評価時点でいろいろと今確認させていただきましたので、
1:57:41	今、残り時間がもう

1:57:44	大分
1:57:46	それから過ぎてきてますけどほかの点についてもですね確認したいと思いますので、
1:57:53	説明いただければと思います。次はどれから行きましょうか。
1:58:02	説明準備できるものがあればお願いします。
1:58:10	中国電力鹿島です。それでは
1:58:13	今週の月曜日に
1:58:15	ヒアリングいただいて資料構成を見直しておりますので、津波を一度御説明させていただきたいと思います。
1:58:24	いかがでしょうか。はい規制庁熊谷です。それではよろしく願いいたします。
1:58:29	はい、それでは説明の方さしていただきますので、しばらくお待ちください。
1:58:35	中国電力の小田です。それでは島根原子力発電所 2 号炉津波評価について御説明いたします。
1:58:43	資料は資料番号EP、E-074 回 02 の説明資料本編を用いまして、3 月 15 日の前回ヒアリングを踏まえて、どのような変更したか、御説明させていただきます。
1:58:58	2 ページをお願いいたします。
1:59:04	まず、基準津波策定における検討フローの変更について御説明します。
1:59:10	検討フローでは主に 4 点の変更を行っております。
1:59:14	1 点目としてはフローの上段に文献調査と津波評価手法及び評価条件を追加を行っております。
1:59:22	前回は一章の既往津波の検討で、文献調査と数値シミュレーション手法の説明をしておりましたが、次計算条件等が後段でも適用されることがわかりづらかったため、小構成を見直しました。
1:59:38	2 点目としましては、行政機関による津波評価について位置付けの見直しを行っております。
1:59:45	前回は土木学会に基づく検討と並列させておりましたが、行政機関による津波評価を育ちまして、これらの結果と比較分析を行うこととしております。
1:59:58	3 点目としましては、防波堤の影響検討の位置付けについて見直しを行っております。
2:00:04	前回は基準津波策選定後の結果検証としてはしておりましたが、
2:00:09	防波堤ありの条件等なしの条件での津波評価結果を踏まえて、基準津波の策定を行っているため、
2:00:15	基準津波の策定よりも上段に移動させております。

2:00:20	また、防波堤の有無は評価条件の一つであるため、2章で評価条件を説明しております。
2:00:27	4点目として、基準津波の選定を削除しております。
2:00:31	基準津波が来認定後に検証して基準津波の策定といった公正でありましたが、基準津波の策定として一つに取りまとめております。
2:00:41	これらの検討フローの修正と合わせて商工性も変更しております。
2:00:46	3ページをお願いします。
2:00:51	こちらのページではF3からF5断層という名称がほかの審査資料と整合がとれておりませんでしたので、整合とるために、F3断層+F4断層+F5断層という名称に変更しまして、以下F3からF-F5断層という位と
2:01:09	委員会の記載を追加しております。
2:01:12	また、礁における検討係数という表現ですが、資料内で複数の意味合いで用いられておりましたので、見直しを行いました。
2:01:22	基準津波策定のまとめにおける各検討については、検討ケースとしておりますが、
2:01:27	断層名地すべりと具体的な記載ができるものは、それぞれの名称を記載するようにしております。
2:01:34	ただし帳票させた場合については検討ケースとしております。
2:01:39	12ページをお願いします。
2:01:46	こちらのページでは防波堤なしケースの検討の対象について、基準津波と書かずに、防波堤ありケースの検討結果を踏まえ、水位上昇側下降側敷地への影響が大きいと考えられる津波を対象とする旨を記載しております。
2:02:05	防波堤ありケースと同様の手順で防波堤なしケースのパラメータスタディを実施し、防波堤の有無に関する影響について確認しております。
2:02:15	16ページをお願いします。
2:02:22	次に評価地点の弁港に伴う評価結果の変更について御説明します。
2:02:28	三つの箱で示すように評価地点の変更に伴いまして、第771回審査会合で御説明した内容から第632回審査会合での評価結果と同様な結果に変更しております。
2:02:42	ただし、前回資料では、具体的な評価結果の内容が記載されておりましたので、こちらの資料では17ページから22ページに評価結果を追加しております。
2:02:54	17ページをお願いします。
2:02:59	17ページには海域活断層から想定される地震による津波の評価水位を示しておりますが、

2:03:06	評価地点変更後の各検討ケースの波源モデル及び評価水位は第 771 回審査会合における評価結果等と同様であります。
2:03:16	18 ページをお願いします。
2:03:21	18 ページには日本海等縁部に想定される地震による津波の評価水位を示しております。
2:03:27	評価地点の変更に伴いまして、SE上昇側の検討ケースにおいて、土木学会に基づく検討、2E3 領域を評価水位並びに国土交通省内閣府文部科学省 2014 に基づく検討の波源モデル及び評価性について、
2:03:44	上の表の赤枠で示す箇所を変更しております。
2:03:49	19 ページをお願いします。
2:03:53	19 ページには、地震以外の要因による津波の評価水位を示しております。
2:03:58	評価地点の変更に伴いまして、宮推上昇側の検討ケースについて、海底地すべりに起因する津波括弧地すべり①及び区長地すべりに起因する津波ns26 の施設護岸または防波壁における評価性について、
2:04:14	こちらも赤の径示す箇所を変更しております。
2:04:18	20 ページをお願いします。
2:04:23	20 ページには、津波起因事象の重畳による津波の評価水位評価水位を示しておりますが、
2:04:29	こちらも評価地点変更後の各検討ケースの評価水位は第 771 回審査会合における評価結果と同様であります。
2:04:39	21 ページをお願いします。
2:04:45	こちらには 21 ページ、22 ページには、評価点変更後の基準津波の再測定結果をお示しておりますが、
2:04:55	第 471 回審査会合における金銭策定結果と同様であります。
2:05:02	34 ページをお願いします。
2:05:10	こちらの文献調査結果のまとめですが、こちらには地震以外の要因による津波について、2 ポツ示しました。4.4 ポツ目を追加しております。
2:05:23	こちらに示しますとおり、島根半島に影響を与えると考える地震以外の要因による津波については、
2:05:31	発電所近郊の痕跡高に関する記録はないと追記いたしました。
2:05:36	次に 64 ページをお願いします。
2:05:43	こちらでは、地震による津波の検討方針としまして、日本海等MO検討対象領域とする理由について記載の充実化を行っております。
2:05:52	箱書き二つ目ですが、こちらで海域活断層から想定される地震による津波として敷地周辺の海域活断層から想定される地震による津波を検討するとしてお

	りまして、さらに文献調査の結果、敷地から遠く離れているが、島根半島に影響を与えたと。
2:06:12	考えられること、及び山本堆の影響により島根半島に向かう傾向があることから、日本海等縁部に想定される地震による津波についても検討の対象とすることといたしました。
2:06:24	124 ページをお願いします。
2:06:33	140124 ページには行政機関の津波評価との比較分析の概要を追加しております。
2:06:42	箱書きで示します通り海域活断層から想定される地震による津波が検討及び日本回答Mに想定される地震による津波の検討の結果について、安全側の評価を実施する観点から必要な科学的技術的知見が反映されることを反映されていることを
2:06:59	確認するため、行政機関による津波評価との比較分析を実施しております。
2:07:05	また、ここ比較分析結果は、3-5、地震による津波、地震による津波のまとめに示しておりますので、こちらについて御説明いたします。
2:07:15	163 ページをお願いします。
2:07:23	海域活断層につきましては、下の箱書き 2 ポツ目に示します通り、
2:07:29	行政機関による津波評価については、当社が評価している海域活断層から想定される地震による津波の敷地への影響と同程度以下と考えられると評価いたしました。
2:07:43	次に 164 ページをお願いします。
2:07:49	日本海突風につきましては、こちらも下の箱書き 1 ポツ目に示します通り上昇側、失礼しました。施設護岸または防波壁の評価水位が最高となること及び 2 号炉取水口の評価水位が最低のなることから、上昇側下降側ともに、
2:08:07	地方自治体独自の波源モデルに基づく検討で括弧鳥取県 2012 を起源ため策定に反映すると評価いたしました。
2:08:17	次に 108 ページをお願いします。
2:08:27	こちらがH陸上地すべりに起因する津波の検討のフローですが、2 ポツ目につきまして、Huberと二相流の 2 種類の手法で検討を行っていることがわかる、わかるように津波高の概略検討から、
2:08:42	予測式による津波高の検討に変更しております。
2:08:47	次に 161 ページをお願いします。
2:08:55	続きまして防波堤の塩基影響検討についてご説明します。

2:09:00	こちらのページには、3 から 5 章の防波堤ありケースの評価水位を示しており、これらのうち防波堤なしケースで検討を実施する検討ケースを表の左側に緑の丸をつけております。
2:09:15	各検討結果より選定した評価水位最高ケース及び再評価水位最低ケースのうち、この表のピンクのハッチング示す施設護岸または防波壁の評価水位が最高となる検討ケース。
2:09:31	及び 2 号の取水口の評価水位が最低となる検討ケースについて、防波堤の影響検討を行うため、防波堤ありケースと同様の手順で防波堤なしケースのパラメータスタディを実施、実施いたします。
2:09:45	また、表の中でピンクの枠で示しておりますが、
2:09:49	上記波源の 1 から 3 号炉し、主放水槽の評価水位を上回る、またはほぼ同値となる波源についても同様の検討を実施いたします。
2:10:00	293 ページをお願いします。
2:10:09	防波堤の有無に関する影響検討結果を御説明します。
2:10:14	こちらのほうに示します通り鳥取県 2012 が日本回答縁部に想定した医師による津波については、防波堤なしケースで最大を示す波源が防波堤ありケースと同様であることを確認しました。
2:10:29	そして 2 ポツ目ですが、日本回答縁部に想定される地震発生領域の連動を考慮した検討による津波につきましては、
2:10:36	細かい表の赤枠で示しておりますが、防波堤なしケースで最大を示す波源が防波堤ありケースと異なったため、9000 策定において、防波堤なしケースで最大を示す波源を考慮をいたします。
2:10:50	次に 3 ポツ目ですが、海域活断層から想定される地震による津波は、防波堤なしケースで最大を示す波源が防波堤ありケースと同様であることを確認いたしました。
2:11:02	次に 301 ページをお願いします。
2:11:09	球面津波の策定のまとめにおいて、2 ポツ目で示しておりますが、防波堤の有無による影響検討結果を踏まえまして、日本回答縁部に想定される地震発生領域の連動を考慮した検討による津波についてで防波堤なしケースで、
2:11:25	最大を示す波源のうち水位上昇側を基準津波 5、
2:11:29	追加こがを基準津波 6 として策定すると記載いたしました。
2:11:34	次に、304 ページをお願いします。
2:11:42	こちらでは最大水位上昇量分布図におきまして、最大値を示す地点⑧付近についてスケールバーが、スケールバーの最大値が 10m であることで図が小さくて見えないことから、

2:11:57	防波壁、15.0mをこの付近で、こういうてるかどうかはわからない状態であったため、修正をいたしました。
2:12:06	修正がA地点⑧付近を拡大しまして、スケールバーの最大値法 19.0mにした図を右下に追加しております。
2:12:17	その結果、
2:12:19	地点は⑧付近でも、12m以下に収まっていることが確認されました。
2:12:25	以上で説明を終わります。
2:12:37	規制庁谷です。説明ありがとうございました。前回のヒアリングを踏まえて、結構
2:12:44	いろんなどころから変えていただいているということなんですけど。
2:12:49	ちょっとですね私も資料。
2:12:52	十分確認できてないんですけどちょっと気が付いた点だけスタートしておきます。ちょっと1ページなんですけれども、
2:13:02	これですね。
2:13:04	まず
2:13:05	すみません前回確認すればよかったんですけど。
2:13:09	やっぱりこの
2:13:11	評価地点っていうのは、
2:13:13	こういった施設の図面もいるんだけど、結局評価がどこなのかっていう部分はちょっと地形図と主な施設等なんていうすかねこれマスキングになっているのがですね。
2:13:28	多分、
2:13:31	わかりにくいわかりにくいというの我々わかるんですけど、わかりやすいんですけど、
2:13:38	こうし説明する時とかにこのマスキングっていうのはちょっとあまりマスキングではないようなページも用意していただけないかなっていうのが1点。
2:13:46	あとですね私の言い方が多分悪かったと思うんですけど。
2:13:52	何か選定とかいう言葉が結構策定っていう言葉に直ってて、
2:13:57	ただ1ページの例えば派遣の基準津波の波源の策定という言葉は結構何かちょっと
2:14:06	言葉として波源を策定するっていうのが、
2:14:10	何か違うんじゃないのかなと思ってまして。
2:14:13	多分もともと選定って、例えば3ページとかでも選定っていう言葉でよかったところも策定になっているのかなっていうふうに思ってまして、ちょっと統一感があるように、

2:14:25	直していただけたらなと思います。ちょっと私の言い方が悪かったんだと思います策策定という言葉があつてるところとそうじゃないところがあるんじゃないのかなと思っています。
2:14:38	後ですねこの1ページで、
2:14:42	四角囲みで書いてあるところにですね。
2:14:47	二つ目は、評価地点をこうしますっていうことが書いてありますね。
2:14:53	一つ目と二つ目のポツは、
2:14:56	評価地点をこうしますんで、三つ目は、
2:15:00	上昇側、
2:15:02	確認しますっていうことなんですけど、この確認っていうのは、実は後でやっぱり
2:15:09	確認した結果選ばれているようなものもあって、
2:15:13	この確認という言葉っていうのがどうい
2:15:17	意味なんだろうかと正しく説明するとどういう言葉になりますかっていうのをちょっと今説明していただけたらなと思うんですけど。
2:15:31	中国電力の齋木です。
2:15:33	まず1ページの図につきましてはですね、評価地点がわかるようにということで16ページにつけておりますようなマスキングをしない位でよいということと、施設護岸または防波壁の評価地点がわかるよう
2:15:50	修正させていただきたいと思います。
2:15:53	別途、
2:15:58	こちら確認につきましてはですね、先ほど基準津波の選定のところで説明しました通り、
2:16:08	取水口のA地点で1度基準津波の選定を行いますが、主放水ですね、1号から3号の気泡水位につきましてはその選定した取水口の
2:16:22	当たり出てきたものを超えるようなものまたは同値程度のものが出てきた場合は、こちら基準津波のほうに考慮するっていう確認を行っておりますので、確認っていう記載をしております。以上です。
2:16:41	規制庁の谷です。先ほどだから正規さんが言われているような言葉っていうのはちょっとそれが正確なことなんだと思うんですけどどっかに書かれているのであれば、私はそれでいいと思うんですけどどっか書いてますか。
2:16:56	その確認っていうのが、ということなのかっていうのが、
2:17:05	中国電力の正規です少々お待ちください。
2:17:23	中国電力の関です。
2:17:26	48ページをお願いいたします。

2:17:40	48 ページのですね、
2:17:43	下の青い箱書きの中です、基準津波策定の評価地点の考え方ってところで、公団、またってところで書いておまして、上記で選定した波源の 1 から 3 号炉、
2:17:58	施工水槽の評価して上回るまたほぼ同値となる波源についても安全側の評価を行う観点から基準津波として策定するって記載をしております。
2:18:08	それで確認という表現がこちらありませんので、表のほうもですね、こちらの表現に合わせたようなものに見直しをさせていただきたいと思います。以上です。
2:18:21	説明ありがとうございました。そうですね 48 ページに書いてあるんですね、
2:18:28	これはあれなんですかね日本海等縁部の領域の連動を考慮した検討。
2:18:36	結果としてそれだけが評価地点等なったってことなんですそれとも評価時点としてた中で、
2:18:47	それすここの条件になったのが日本海等縁部
2:18:52	の連動の励んだってことなんですけど、ここのちょっと因果関係が、
2:18:59	よくわからなくて、もともと
2:19:05	ちょっと 2 号炉取水槽を評価地点としてしていったのに引っかけたのがたまたま結果的にこれだったって意味なのかっていうのをちょっと教えてもらっていいですか。
2:19:21	中国電力の正規別
2:19:25	きちつと
2:19:28	296 ページをお願いします。
2:19:37	296 ページのところですね、冒頭にも説明を少し重複するところがあるかもしれませんが、H施設護岸または防波壁においてA評価際
2:19:52	最高となるものということでピンクのハッチをつけております。また下降側では取水口において最低となるものということでピンクのハッチをつけております。で、こちらとですね、こちらをまずは評価地点として評価いたしまして、
2:20:07	その時の主放水の値を
2:20:11	比較しました時にですね、
2:20:14	その値を上回る、またはほぼ同値となるというようなものにつきましては、安全側の評価を行うという観点から、こちら基準津波として考慮するということを行っております。これが
2:20:28	ピンクの枠囲みでつけたものとなっております。以上です。
2:20:39	規制庁の谷です。すいません。

2:20:43	結局もともと決まっていたのはこの取水槽も考慮するっていうのは評価地点と位置付けてはいて、
2:20:54	ということなんですよ。その辺がちょっと
2:21:00	よくわからなくてわかるような記載をしていただけたらなということなんですけど。
2:21:13	中国電力の清喜です。
2:21:17	すみません、少し私趣旨がわかってないところがあるのかもしれませんが、まずは紫のハッチで塗り潰しておりますところを評価地点としているとコスト的にも同値となるようなものは地方水のところで確認を行って保守的にそちらも
2:21:34	基準津波として採用しているっていうことでございましてこちらを
2:21:39	もう少しわかりやすい表現で表現。
2:21:43	するといった御趣旨でしょうか。すみません。
2:21:58	規制庁谷です。すみません。まずは取水口あったらちょっとちょっと上昇側の話を、まずは取水口を基本としますよと。
2:22:10	で、
2:22:16	そのあと、
2:22:20	上昇側の話ではないか。
2:22:29	どういう場合に、
2:22:33	この取水槽。
2:22:35	下から基準津波が選定されるのかっていうのがですね、ちょっと文章を読んででは、明確にわからなかったということなんですけれども、
2:22:46	選んでるっていうのをわかったんですね、
2:22:49	評価地点のところから選んでいるとその後段の部分が何かいまいち
2:23:00	中国電力の坪田といいますと、もう少しちょっと48ページもう一度ちょっと御説明をさせていただこうと思います。
2:23:09	まず津波評価のせい上昇側の評価地点っていうものは上昇側については、施設護岸または防波壁でちゃんとなるものを抽出しております。
2:23:22	一方で下降側については、2号の取水口から水を取るということで、その知見を着目しております。
2:23:30	評価地点は基本状況基本としておりますけど、中にはやっぱり特に下降側の要は取水槽とかそういったところから触れるというようなところも確認をしておく必要があるということで、
2:23:47	それぞれの貯水槽の上昇側、
2:23:51	確認していると実際296ページで地震発生領域の連動を考慮した検討で、

2:24:00	施設護岸または防波壁で最大となっておりました鳥取県を超えるような波もありましたので、こういったものは、評価として我々安全な評価として基準津波に選定していくと有価な考え方を示しております。
2:25:05	規制庁谷です。
2:25:08	すみませんなんかでちょっとオフちよびわかってたつものものがよくわかんなくなってきたら、いや、例えば 296 ページだったら、
2:25:18	上昇側で
2:25:20	基準津波にも選ばれているわけなんですけれども、
2:25:28	売っ等、これは、
2:25:33	どういうふうに使われてるんですけえと、
2:25:39	評価地点の基本としている施設交換。
2:25:44	または防波壁っていうので。
2:25:48	ところってのは、基準津波 1 なんですよ。
2:25:52	そのあとに、
2:25:54	基準津波 2 が、
2:26:01	ここで最後残っていくのは、
2:26:04	2 号炉取水槽 3 号炉取水槽を見て、残っていったんですけど、ここ。
2:26:13	この辺りの説明をちょっとこの前段のところの説明いただいた炉落とし起こるのかな。
2:26:20	中国電力の坪田です。ちょっと前段からの御説明をさせていただいたほうがやっぱりわかりやすいと思いますので、257 ページをお願いします。
2:26:33	257 ページに防波堤ありケースの表強化過ぎということで結果をまとめてまとめておりますので、ちょっと今水道しよがだけで御説明をさせていただきますと 257 ページはまず海域活断層から想定される。
2:26:50	地震による津波の検討結果ということで、各それぞれの検討結果について、施設護岸または防波壁で最大のものがどういったものか、それから管路計算結果の 1 号取水槽からも放水槽の結果も記載をさせていただいております。
2:27:06	ね 257 でいうと、海域の活断層の上昇があれば、土木学会に基づく検討の結果がちゃんとなったと。
2:27:15	次のページ行っていただいて 258 ページ、これが日本回答縁部に想定される地震による津波の検討ということで、これについては、チャンピオンとしては、鳥取県 2012 のレンガマーチャンと施設護岸または防波壁でチャンピオンになっております。
2:27:34	ただ、1 号水槽から 3 号放水槽の象庁側の結果を見ていただきますと、地震発生領域の連動を考慮した検討のちゃん分であります。

2:27:46	2号取水槽と3号放水槽の結果が鳥取県2012の結果ともほぼ同等もしくはちょっと3号取水槽などではちょっと超えてる。
2:27:56	数字がありましたので、そういったものは考えていく必要があるというふうに考えております。
2:28:03	ねえ。59ページが受振以外の要因による津波の検討ということで、施設護岸または棒発揮でちゃんとなっております海底地すべりに起因する津波Lava上がってくると、ちょうどについての、同じように、
2:28:18	F3F5通り駆動地すべりS26のちょうどのところはマーチャンとなっているところといったものをまとめたのが261ページの結果になっておりまして、結果的に先ほどの施設護岸または防波壁でちゃんとしてありました鳥取県2012。
2:28:36	それから2号の取水槽や3号貯水槽で、先ほどの鳥取県とほぼ同等もしくはこう言っているということで、地震発生領域の連動を考慮した検討の津波を基準津波として挙げていたといったような評価を行っております。
2:28:56	規制庁谷です。流れればこういうことなんですよ。わかりますのでそれが各各ケースのチャンピオンを選んできたところで、そこで取水槽も比べてみて、
2:29:11	もともとの評価地点でチャンピオンになってるやつを超えるやつについては選びますということかと思いました。で、
2:29:23	ちょっとその辺がですね。
2:29:25	やっぱりこう言葉にすると。
2:29:28	非常に難しくて来考慮するっていう言葉だけでは何か伝わらなかつたり、或いは48ページの
2:29:36	書かれていること。
2:29:41	あれですね2ポツ目が考慮しているっていうのがどういうことなのかっていうのが赤囲みの2ポツ目が考慮しているっていうのはこういうことをやってるんですよっていうこと。
2:29:53	なんだと思うんですけど。
2:29:59	うん。
2:30:03	もう少しわかりやすい記載にさせていただけると。
2:30:09	今後、
2:30:10	審査書とかです、総合がないのかなと思いますので、
2:30:15	よろしくお願いします。
2:30:19	はい。ちょっと検討してとわかりやすい表現になるようちょっと見直したいと考えております。
2:30:27	はい、規制庁投入すみませんよろしくお願いします。
2:30:30	あとはですねちょっと変わったのが前回ヒアリングで

2:30:37	復興か陸上スペース地すべりの複数の手法っていうの考えっていうのを確認させていただきました。
2:30:48	お答えとしては、あのHuberand保管の予測式が1個目の方法、
2:30:55	そして2層流が2個目の方法ということで、
2:30:59	なってるんですけど、ちょっと私真穴礁だてもちょっと超えていただいているという、わかりやすくなっているようにっていうこと言われてるんですけど、例えばねこれ216ページでHuberの墓は
2:31:13	ていうのを、の、これが一つ目の手法ですよ。LSーなって、1.2メートルっていうのが出ますよっていうのがこれが一つ目の手法の結果ってことなんですよ。
2:31:25	で、
2:31:27	そのあと二相流で実はNSなのっていうのは、
2:31:34	このHuberの方向より低い値が出てるんですけど、これNSなんていうのを上、
2:31:40	府ポンドほかの一つ目の手法っていうのが、
2:31:43	松を御社の考えている津波評価の
2:31:47	高さってことなんですか。
2:32:04	中国電力の坪田です。どちらか性がおっきいほどをちゃんとという考え方でいえば先ほど言われたようにHuberの方法の方が大きいので、そちらの方がCAMP1になると思ってます。
2:32:24	すみません、1.5メートルというのは全振幅なので、正確に言えば半分の数値になると思いますので、そういった耳は0.6になるので、実際二相流モデルでいうと、0.8メートルということで、そちらのほうが大きいというような評価になると思います。
2:32:47	はい、規制庁の谷です。
2:32:49	そうですねちょっとその辺の考えもですねちゃんとその
2:32:54	一つ目の手法なんだっていうんだったら、それがちゃんと広範な
2:32:59	ロジックとしてコマ通るように、いや、
2:33:04	全振幅なのでっていう話もちゃんと加えていただいてですね。
2:33:12	この資料としては、説明していただいたらと思います。
2:33:20	はい、了解しました。
2:34:00	規制庁の伊藤ですけども、一番最初のところに戻るんだけど、1ページの図面ね。

2:34:07	マスキングになってるやつマスキングないやつもつけてって話だったんだけど、これってね、結局津波の評価地点がどこかっつうば分かる／いい話なので、もうちょっとデータ量として、
2:34:23	この下の四角で書いてある文言の部分がどこの位置なのかっていうのが、
2:34:30	わかるような図面にしてもらえませんか。
2:34:38	中国電力の関です。
2:34:41	承知いたしました下の表、
2:34:44	記載にありますように評価点と。
2:34:46	がわかるような図面でマスキングをかけないような図面ということで、修正させていただきます。
2:34:53	ていう自己評価としての考え方なんだけど再確認なんですけれども、まずはドライサイトをという話なので外郭防護のところのところについて
2:35:05	まずは人いい評価点を設けますという話。
2:35:10	あとは取水性の話があるので、取水口
2:35:17	を設けます。
2:35:24	理由
2:35:26	粒径いい解注水で掘ってくるので取水層のところも参考に見ます。
2:35:34	っていう考え方でいいですか。
2:35:39	中国電力の清喜です。今内藤さんがおっしゃっていただいた通りの考え方かと思えます。以上です。
2:35:48	という考え方という保守と砂移動のときは取水槽でみているんじゃないですかそこって、そこにはないんですか。
2:36:13	中国電力のクボタですけど、
2:36:18	砂移動についても最終評価としては貯水槽も見ておりますけど、例えば 360 ページにまずは 1 回取水口位置での、まずレート土砂移動っていうか土砂の体積がどうかというような評価をさせていただいております。
2:36:35	それプラス、最終的には取水槽で水を引きますので、そういったところの評価も結果逃げてるんだというふうに考えております。
2:36:49	マーケットのところに結局取水槽のところの呑み口を砂場間違ったら全然述べます飲み込めませんよねって話設計上の考え方そうなるんだけど、その砂移動のときの取水槽の
2:37:04	砂の
2:37:07	堆積っていう
2:37:09	確認のため見ますっていう位置付けなんですか。
2:37:39	中国電力の清喜です。

2:37:43	4人という表現でよかったかどうかというところは確認と記載して、
2:37:53	いるところですが、
2:37:56	設置許可のですね、典パッチ設計のプラント側の設計のほうではこちらの値を使いまして、名ポンプが増えるかどうかについてこの基準津波の砂移動の評価を用いて行っているということで、
2:38:12	基準津波の評価につきましては、砂移動を、
2:38:16	確認したというところまでが記載できるところかと思っていて、記載しております。以上です。
2:38:26	規制庁内藤ですけども、やるからね。
2:38:28	評価点として定めるのは、外郭を5のところと取水口です。
2:38:37	と言われて、
2:38:39	一定で取水層放水槽は漏えい確認をします。
2:38:47	という位置付けで分けて、
2:38:49	てるってということで、
2:38:51	説明は聞いたんだけど、じゃあそのときに、
2:38:54	じゃあ砂移動のときの取水槽のところも、
2:38:59	取水取水槽は取水口が評価点で、取水槽は、
2:39:08	評価点ではなくって確認をしている点っていうす。
2:39:14	ことなんですか。
2:39:18	今日買ってんの考え方なんですけど。
2:39:42	中国電力の清喜です。
2:39:45	砂移動の評価点につきましては、取水口がA評価点ってということで、弊社評価をしております。
2:39:59	といったとこですはい。以上です。
2:40:07	だから、聞いてないですけど、それから中国電力としての評価点の位置付けは取水口であって、取水槽は、
2:40:17	確認をしている点であって、評価点ではないっていうそういう説明で、
2:40:24	いいんですねって聞いてるんだけど。
2:40:42	中国電力の坪田です。最終的にやっぱり取水塔でポンプが注水ができるできないという評価をする必要性はあるというふうに考えております。そういった観点で言えば土砂移動量、
2:40:59	SCALEば取水槽も別途評価地点としてみないといけないというふうに考えております。
2:41:19	えーとね事実確認なんだけど、時砂移動のときの評価っていうのは、
2:41:25	取水口と取水槽の2ヶ所ですっていうそういう理解でいいんですか。

2:41:43	中国電力の坪田です。討論通りと考えておりますが、
2:41:49	ここに戻すという所じゃあそうすると、基準津波を選定するとき、
2:41:56	の
2:41:58	評価点と。
2:42:03	砂移動の評価点は違う考え方で設けてます。
2:42:09	プラス評価点。
2:42:12	波源選定の評価点ではなく確認地点ではあるけれども、その確認地点0一番高いものについては基準津波として選ばれました。
2:42:26	通路に構成。
2:42:32	はい。当中国電力の坪田です。その通りと考えております。
2:43:46	規制庁谷です。私のほうは基準津波の波源の選定のときの話だけをしますけど、あれですよねさっきの話をするとパラスタート化をして、各ケースで一番高い水位を選ぶときは、評価点2号炉取水口等、
2:44:04	防波壁防波施設護岸及び防波壁ですね、ここでやって、そこで1個1個チャンピオンになったときには、感度解析で、
2:44:16	取水槽
2:44:19	手法水槽っていうのを見ていっていきんだけれども、やっぱり表津波をするはげちょっと基準津波とかを策定するときには、
2:44:30	その管路解析結果を選んだとして表評価をしている点ですよっていうことで、
2:44:38	そういう認識でいいんですよ。違いますか。
2:44:41	中国電力の坪田です。まさしくたりさんが言われた通りというふうに考えております。
2:44:49	確認できましたありがとうございます。
2:46:36	規制庁熊谷です。
2:46:38	それでは、
2:46:41	津波評価について確認できましたのでまた次のと、
2:46:45	説明に移っていただければと思います。
2:46:48	次は何されます。
2:46:54	はい。中国電力鹿島です。次の火山のほうの御説明させていただきたいと思っておりますが先ほどのサブドレンの件ですが、確認がとれましたので、このことばかりですとかを回答させていただきますとサブドレンにつきましては、
2:47:10	原子炉建物基礎マット等岩盤のような話このところに設置をしておりますが設計水位としては基礎マットの中央付近、こちらも設計水位としておりますただ安定解析上はですねそれよりも保守的に基礎マット上面のほうに、
2:47:26	設計の地下水を設定している状況でございます。以上です。

2:47:40	中国電力の鹿島ですもしよろしければ火山のほうの説明も続けてさせていただいてよろしいでしょうか。どうぞ、規制庁熊谷です。はい、続けてお願いいたします。
2:47:53	はい、了解いたしましては火山のほうの説明させていただきます。
2:47:59	中国電力の今村です。これより火山、島根原子力発電所火山影響評価につきましての御説明をさせていただきます。まず、資料といたしまして、EP079 回 01 の本資料へ及びEP079 ほう
2:48:15	はい 01 の各説明資料の 2 種類の資料を確認をお願いいたします。
2:48:23	。
2:48:24	規制庁熊谷ですよろしく申し上げます。
2:48:29	中国電力の今村です。それではまとめ資料の御説明をさせていただきます。
2:48:34	本資料を御参照ください。
2:48:38	本資料につきましては策新たに作成した資料はタイトル赤字に既存資料で文言が修正されている箇所は時前回資料から修正した箇所を赤字で示しております。まず本資料の 1 ページ目からご参照ください。
2:48:54	本資料の 1 ページ目から 4 ページ目には、原子力発電所の火山影響評価の基本フローに従って評価した結果の概要資料を追加させていただいております。
2:49:05	1 ページ目には、立地評価として実施した原子力発電所に影響をおよぼし得る火山の抽出結果を示しており、地理的領域内の検討対象火山を下表に示す通り、18 火山としております。
2:49:18	続いて 2 ページ目を御参照ください。
2:49:20	2 ページ目には、立地評価として、1 ページ目に示しております検討対象火山の 18 火山について、設計耐対応不可能な火山事象伴う火山活動の評価結果を示しております。
2:49:33	検討結果からし検討対象火山について、発電所の運用期間中に対し、設計対応不可能な火山事象が敷地に到達する可能性は十分少なくモニタリングは不要と判断しております。
2:49:45	なお、本 2 ページ目と 3 ページに示される火山事象の敷地への影響評価について、運用期間中に自然現象の火山事象が敷地への影響がないものと評価してはいたしましたが、各自然現象でエビデンスがないことから、敷地への影響は十分小さいものと考えられると修正する。
2:50:04	させていただきます。
2:50:06	こちらの評価については表現の統一を図るために該当箇所はすべて同様に修正させていただきます。
2:50:12	続きまして 3 ページ目を御参照ください。

2:50:15	3 ページ目には、影響評価として検討対象火山の降下火砕物以外の火山事象の影響評価結果を示しております。
2:50:23	降下火砕物以外の火山事象の敷地への影響は 10 分小さいと評価しております。
2:50:28	なお、本資料では火山性土石流を土石流に修正させていただいております。
2:50:35	また地殻変動の評価に関しましては、前回ヒアリング資料で、
2:50:41	あ、すみません、2 ページ目のほうで御説明させていただきます地殻変動の評価に関しましては、前回ヒアリング資料で家財と評価ガイドで敷地に影響を与える地殻変動の主たる素因が新しい火口の開口と記載されている観点から、新しい火口の開口による影響が敷地に、
2:50:59	影響を及ぼさないことから地殻変動も来ないと表記させていただいておりましたが、火口の開口以外にも、地下でのマグマの貫入も地殻変動に影響を及ぼす可能性があることを踏まえまして、新しい火口の開口と地殻変動につきましては同様の理由から敷地への影響は 10 分小さいと評価いたしました。
2:51:18	続いて 4 ページにはご参照ください。
2:51:22	4 ページ目には、影響評価として検討対象火山及び地理的領域外の火山について、敷地において考慮する降下火砕物の創発船舶結果を示しており、敷地において考慮する購買層圧が最大となった 300 のテフラの検討結果から、
2:51:39	敷地において考慮する降下火砕物の総厚を 56cm と評価しております。
2:51:43	なお敷地には降下火砕物が確認されていないことから、既往の文献に基づいて降下火砕物の密度と粒径を設定しております。
2:51:53	続いて 5 ページ目 6 ページ目には全員前回説明させていただいた新生児科の変更内容を明記しておりますが、6 ページ目の表につきましては、他のまとめ資料とか型式を合わせて修正しておりますが、評価内容に変更ありません。
2:52:10	続いて 7 ページ目を御参照ください。
2:52:15	7 ページ目には、前回のヒアリングコメント踏まえまして、原子力発電所の影響をおよぼし得る火山の抽出について、新生児科の変更を示した資料を追加しております。
2:52:25	続きますと、9 ページ目を御参照ください。
2:52:30	9 ページ目には火山影響評価の最終審査会合からの変更内容として、広域実質の海域の柱状採泥調査結果から、3 弁何テフラが確認されていることを踏まえ、ナンバーツーに記載させていただいております。敷地周辺における 300 何テフラの分布に関する
2:52:47	色調地質調査結果を追加しております。まずは説明の前段として、本資料の 51 ページ目を御参照ください。

2:53:02	51 ページ目には三瓶山の降下火砕物の分布に関する調査といたしまして、町田新井 2011 のテフラの等層厚線図を示しておりますが、この図に島根発電所を中心とした半径 30kmの円を追記させていただいております。
2:53:18	続いて 52 ページ目を御参照ください。
2:53:23	52 ページ目には三瓶山の降下火砕物の分布に関する調査載せておりますが、会期の柱状採泥調査結果から 3 分なんて裏が確認されていることを踏まえまして、赤色で示してる通り 300 何テフラが確認されたことを追記して続いて、
2:53:39	13 ページに示す通り、3 ベ云々なんてぐらいの分布を示した資料を追加しております。
2:53:46	53 ページの敷地周辺陸域では 300 万というのが確認されておりましたが、敷地前面海域で実施した柱状採泥調査で 2 ヶ所で等テフラを確認し、その遠浅第 4cmであることを確認しております。
2:54:00	なお、説明は会議資料でも御説明しさせる礼儀割愛させていただきますが、補足説明資料の 30 ページ、31 ページ、531053 ページ目、目に 3 弁何点ぐらいの分布に関する地質調査結果を追記させていただいております。
2:54:18	続いて 54 ページ目を御参照ください。
2:54:22	ここでは赤字で示している通り、3000 運搬テフラの分布に関する文献調査結果を追記しておりますが、サンビューなんてクーラー町田新井 2011 に分布が示される 300 オーダー火砕流と同時期の噴出物と考えられるとし、
2:54:38	火山本体から 10km以内では発見されておらず、等層厚線図も作成することは困難とされております。
2:54:45	続きまして、
2:54:47	187 ページ目を本資料の 187 ページ目を御参照ください。
2:54:58	こちらに打つよう等の噴火履歴の検討につきましては津波資料と文章の整合性を合わせるために、1 ポツ目の春本市 970 が 4 期のあれ盆形成後の誤記に爆発的活動による多量の軽石火山灰の噴出があったと記載しておりますが、
2:55:14	2 ポツ目の赤字で示してる通り、その後町田ほか 198 円及び金 1985 があるもとの誤記の軽石火山灰の噴出は、4 期のカルデラ形成期によるものである部分が形成された後の活動はないとされているという記載を追記しております。
2:55:31	続きまして資料全体の構成としまして、前回のヒアリング指摘を踏まえ、資料、資料で引用されている文系が説明文なかったものについては適正化を図っております。また火山爆発指数につきましては、町田新井 2011 に従って、火山爆発度指数と表記させていただいておりますが、
2:55:50	火山爆発指数に修正させていただいております。

2:55:53	説明は以上です。
2:56:23	規制庁の甲斐です。
2:56:26	今回今ご説明あったらええと。うん何のをに入れていただいたという事と ころでは今資料を確認しました。
2:56:40	追加されたのが 50、50 何ページかな。
2:56:45	53 ページというところが
2:56:49	追加になって 54 ページにも記載が、
2:56:52	追加になってると。
2:56:54	いうところで、
2:56:56	一応ですねこれ。
2:56:58	まとめのところが
2:57:02	121 ページ、ここも記載が、
2:57:05	反映されているところで今確認しました。
2:57:09	ちょっとこのまとめの文章の繋がりなんですけれども赤字で書かれたところ で、
2:57:17	一応敷地周辺の敷地周辺でありましたっていう 3 弁でありましたっていうの が、
2:57:24	うん何がありましたということが書いてあると。
2:57:31	一応ガイドとか見ると、降下火砕物は敷地とかその周辺の調査で、
2:57:37	わかったもの、それと同等のものっていうの形で、
2:57:42	敷地周辺で見つかったものがまずはベースになるっていうこと。
2:57:47	うんな書きぶりなんですけども。
2:57:50	この赤字で追加されたところがそのあとでどういう扱いになって、これが何でこ この部分が、
2:57:58	使われなかったかっていうのが、
2:58:01	あくまで今までは
2:58:04	株赤字の部分がなかないっていうところで、こういった流れだったと思うんで すけれども、
2:58:11	これ付け加わったことによって、
2:58:14	何点中に置いた形になっているようなふうにも見えるんですけども、
2:58:20	これは何でここにあるのに、
2:58:24	これをそのあとの評価に反映してないかっていうところの説明がないと繋がら ないような気がするんですけども。
2:58:32	そこはどういった形で今考えられているか。
2:58:37	確認したいんですけども、

2:58:40	お願いします。
2:58:52	中国電力の田中です。先ほどの 54 ページをお願いしたいと思います。
2:59:04	3 分なんてぐらいにつきましては実績ソースとしてサービス最大 4cm のものがちゅ会場の方で確認されたということは、これらの調査結果の時つけ事実と観察事実として記載させていただいているというものでございます。
2:59:18	この後段のほうのサンビュー機能テフラの扱い E- につきましては 54 ページに整理させていただいております、この 300 機能テフラというのはこの 3 名オーダー火砕流堆積火砕流ですね、こん時の同時期の噴出物というふうに整理がなされております、
2:59:36	54 ページの左側の模式柱状図に示しております通り赤字の部分が降下火砕物青色の部分が火砕流堆積物ということで、この時代の変化としては火砕流堆積物したいんであるというふうに解釈をしているところでございます。
2:59:53	従いまして、これにつきましては火砕流のほうで押さえる堆積物の中、いわゆる等設計対応不可能な事象の中で評価をさせていただいておりますので、降下火砕物の評価につきましては降下火砕物支援放出量としては非常に小さいということでございますので、
3:00:11	の方で評価をしているといった評価の流れになっております。
3:00:17	以上です。
3:00:22	はい。
3:00:24	岡田です。
3:00:25	その辺の
3:00:28	流れが先ほどのまとめのところではわからないのです。
3:00:32	いきなりこう、そこに書いてあるものが、
3:00:38	降下火砕物としてどう扱われたかというのわからないのでまたそういうの考えを
3:00:44	わかるようにしていただきたいのと、
3:00:48	あと今の話で、
3:00:52	例えば 3 べ。
3:00:54	オーダーの
3:00:56	不確かさとしてという形でシミュレーションが 101 ページとか 102 ページ。
3:01:01	ほかにあって、
3:01:03	101 ページの図とかを見ると、
3:01:07	なんかちょうど
3:01:09	今回云々が見つかったところが、
3:01:12	この 5cm の線の

3:01:14	ちょっと外側とかに
3:01:17	あるようにも見えて、
3:01:19	ここで4センチだっていうのは何か意外とそっちのほうが、
3:01:24	この不確かさを考慮した結果というか、形の氏名名称があるんですけど。
3:01:29	なんか意外と再現性がいいようにも見えていたりするんですけども。
3:01:35	この辺りは何か特に、
3:01:37	検討とかはされてないでしょうか。何かその辺の考え方もあった。
3:01:44	確認したいんですけども、
3:01:52	中国電力の田中です。おっしゃる通り、まず1、ご指摘のありましたサンビュー何テフラの扱いといたしますか。そこにつきましては今の121ページのまとめのところについての記載ではですねなかなかその扱いが明確になっていないというふうな
3:02:08	落ちてきてございますので、その辺りは記載の適正化を図らせていただきたいと考えております。
3:02:13	2点目のご質問の101ページのところのシミュレーションとの整合性ということでございまして、A案、おっしゃる通りですね、
3:02:22	その1点のみですね会場の4cmっていうところと比較してみると、あとは文献調査に基づいたその云々の層圧と比較してみますと、見ますと非常に整合的であるというふうに考えておりますけれども、
3:02:38	この女のテフラにつきましては、50先ほどの52ページでもお話しさせていただきました通り、
3:02:47	アイソパックとしてはなかなか
3:02:50	開けるようなものではないというふうな解釈も林三浦の文献のほうでもなされております通り、もうなされております。従いましてこの女でPRAのに特化したですね、アイソパックっていうのは今まで知見としてはないということでございまして、
3:03:06	なかなかいわゆる、例えば、
3:03:09	シミュレーションの再現性確認といたしますか、整合性とか、そういった観点から踏まえましてもですねなかなか何をもって妥当かっていうのをですね、説明できる状況にはないというふうには考えております。従いましてですね今まで通りの評価になりますけれども、
3:03:25	AOKIのと、3秒付近のテフラのBIN実績育つと比較してみますと、器具のほう以降灰層厚としては大きくなっているという、全体図を見ますとそういうふうにそういった評価もできるというふうに考えてございまして、今まで通りのテフラで代表できるというふうに考えております。以上です。

3:03:47	はい、相田です。
3:03:48	じゃその辺りもちよっとどこに書くかは別として考え方がわかるような
3:03:55	になったようお願いします。よろしくお願いします。
3:04:00	中国電力の田中です。承知いたしました。
3:04:05	あと1点ですけれども、
3:04:09	今回結構いろんなところの記載を
3:04:14	強気な表現を十分小さいというふうな形で、
3:04:20	変更されたっていうところがあります。
3:04:23	例えばですねそれと似たような表現で80ページのところを、
3:04:30	お願いしたいんですけれども、三瓶山の
3:04:35	これはなんでした系統、
3:04:37	3ベキスキーを考慮しないってところで、
3:04:42	ここは下の黄色いところで、
3:04:45	極めて低いという表現があるんですけども。
3:04:49	これはまずこの三瓶山の
3:04:52	SKを除くっていう考え方は、
3:05:00	39ページにフローチャートがあって、
3:05:07	どこの話をされて、どこのオレンジ黄色か。
3:05:12	ピンクか。
3:05:13	どこでこれを除くっていう形で評価を
3:05:18	極めて低いというふうに
3:05:23	評価されているのか、そこを確認したいんですけれども、
3:05:30	中国電力の田中です。
3:05:34	39ページですね。赤枠で困っているところの(1)番、地理的領域外の火山による降下火砕物、降下火砕物の影響評価の火山事象の
3:05:45	降下火砕物に当たるところですね、まさに影響評価のところでもその評価をしているとすね整理しております。以上です。
3:05:55	はい、規制庁の甲斐です。三瓶山は地理的領域内だと領域外っていうのは160kmですかね。
3:06:06	内地理的領域外ということでよろしいんですけど、(1)の
3:06:15	中国電力の田中です。失礼いたしました。(2)の地理的領域内の降下火砕物に当たります。以上です。
3:06:23	はい、規制庁の改善わかりましたで
3:06:26	こういった場合はですね、外胴のほうの書きぶりとしてはやっぱり火山事象が特定できてそれとそれが、

3:06:36	そういった同様なものが、
3:06:39	発生する可能性が
3:06:41	十分小さい場合は除外するみたいな書きぶりがあるんですけども、
3:06:47	それにも当たるんだとすればやっぱりここも極めて低いっていうのは、
3:06:51	ちょっと、
3:06:53	同じように、
3:06:54	結構強気な表現のような気はするんですけども、そこはいかがですかね。
3:07:01	はい中国電力の田中です。そうですね、先行サイトも踏まえた記載というふう に考えておりましたが、先般のご出席等も踏まえましてですね、ほかの火山事 象と同様に、ガイドの記載に合わせた形で修正をさせていただきたいと思いま す。以上です。
3:07:22	規制庁の甲斐です。よろしくお願いします。私からは以上です。
3:07:34	規制庁の菅井です。今の階段の方からもありましたけれども、前回のヒアリン グのときに私とあと内藤のほうからも冒頭のところでちょっと言ったんですけれ ども、
3:07:45	敷地への影響はないものと考えられるっていうところを今回は敷地への影響 は十分小さいものと考えられるというふうにして修正してござりますんで例 えば 27 ページ見ていただくと、そういった修正のところが赤字で書いてある んですけども、
3:08:02	一方で 28 ページはこれ先ほど全部見直しましたということだったんですけど、 28 ページはこれ直ってないと思いますので、全体を通して
3:08:12	もう 1 回確認していただければと思います。あと後ろのほうのページで言うと 広域テフラ機械とか、そういったところは直ってないようなので、そこ広域テフラ ほかにも幾つかありますよね。そのページ該当ページも 1 回見直していただ ければと思います。
3:08:31	あとちょっと細かい点かもしれないんですけども、今ですね御社のほうでは、
3:08:36	敷地への影響は十分小さいものと考えられるって書いてあるんですけども、 ガイドとかではですね。
3:08:43	の敷地への
3:08:47	敷地に、
3:08:50	影響を及ぼす可能性は十分小さい可能性っていうのが入ってるんですけど、若 干意味合いが違いますので、そこはちょっと正確に表現していただければと思 いますので、もう一度再確認していただければと思います。以上です。

3:09:11	はい、中国電力の田中です。ご指摘の件承知いたしました合わせて前前回前々回かですかねお渡ししております参考資料のほうにつきましても、と同様に記載のほう適正化させていただきたいと考えております。以上です。
3:10:45	規制庁熊谷です。
3:10:47	方についても確認をさせていただきました。
3:10:50	ちょっと大分時間も過ぎてしまっているところではあるんですけども、今資料を提出していただいているものの中です、こちらからもちょっとコメントしておきたいようなものがありますので、
3:11:01	ちょっとそういったものについてはこちらからご連絡させていただきたいと思えますけどいかがでしょうか。
3:11:09	中国電力鹿島です。よろしくお願いいたします。
3:11:13	規制庁桑川です。ちょっと大分時間が過ぎてしまっているの、そのような形にさせていただければと思います。
3:11:27	手帳の改善です
3:11:30	いただいた敷地内の地盤知識地形地質のところ、コメントさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。
3:11:42	はい。中国電力鹿志村です。よろしくお願いいたします。
3:11:46	はい。前回ですね施設との間に位置関係を入れていただきたいということで、
3:11:55	お願いして
3:11:59	入れていただいた 47 ページ 48 ページ。
3:12:03	等で
3:12:05	入れていただきました。
3:12:08	図としてはこれでいいんですけども、
3:12:14	個別のなんか断面とかもそのあとに、
3:12:18	事細かに入っててはこれはこれで
3:12:22	いいんですが、
3:12:24	ちょっとそれでまず確認させていただきたいんですけども 47 ページで、
3:12:29	例えば一番上の 2 号炉原子炉建物の
3:12:34	底盤にあるシームっていうのは B7 から
3:12:38	B14 ということがあって、
3:12:42	それが例えばですね 40、
3:12:49	45 ページにその 2 号の
3:12:54	左側の四角良くは 2 号炉かと思うんですけども。
3:12:59	これ D16 とかも下にかかってきたりしてるように見えるんですけども、
3:13:07	今回つけていただいた 47 ページ、48 ページですね。

3:13:13	あと例えばば全部確認したわけじゃないんですけども、48 ページの
3:13:18	例えばガスタービン発電機建物っていうのは、
3:13:24	D
3:13:25	234 っていうのがあって、
3:13:28	それが 53 ページとかにあるんですけども。
3:13:33	ガスタービンの建物の下にはB2B3 便を下のほうにはあるんですけどもそれが、
3:13:40	建物の下に出てくるような図にはなっていない。これ断面なので、ひよつとしたら奥のほうで出てくるとか言うのかもしれないけども、
3:13:52	この 46。
3:13:54	7-8 ページでつけていただいた表っていうのは、
3:13:58	これ今の今のちょっと
3:14:01	申し上げたところとかは、
3:14:03	違うようにも思ったんですけども、
3:14:06	ここのあたりちょっと御説明いただいてよろしいでしょうか。
3:14:13	はい、中国電力の有利です。47 ページ 48 ページでお示している一覧表のシームの数え方というか抽出の仕方の考え方ということで御指摘いただいたと思うんですけども。
3:14:25	基本的には施設直下に出てくるシームに加えて、
3:14:30	深度 20 メートルぐらいの底盤の直下に分布するようなシームについては幅広に上げてあげて整理をしているものでございます。例えばのところではご説明いただいた 53 ページのガスタービンなのかなどはですね。
3:14:49	直下には出てきてないんですけども、深度 20m 付近を見たときにこういった心もあるんで幅広に上げていますと、そういう考え方でございます。以上です。
3:15:02	はい、兼田です。
3:15:06	今ちょっと
3:15:08	2 号機の建屋の話は、今 B16 のはちょっとなかったんですけども、
3:15:14	今ちょっと今回、
3:15:16	この地盤の変位の
3:15:19	確認っていうのですねアンドいった建物耐震重要施設があります重大事故等対象施設があります。
3:15:28	その下にある露頭する断層で、
3:15:32	があった場合に変位してはいけません。
3:15:35	というのが確認するというので、そん中で断層がどういったものが
3:15:40	建屋の建物の基礎に、

3:15:43	出てくるのかっていうところを抽出するっていう、それ結局最終的には私たちもその
3:15:52	シーム断層なりチームがこういったものがあるっていうのを確認しないとけないので、ここにつけていただいたわけなんですけども。
3:16:02	ですので下のほうにも食い込んで上まで出てこないやつは、それはここに入れていただかなくてもよくてですね、建物の下に出てくる。
3:16:15	と想定されるものだけを
3:16:18	に絞っていただきたいのと、
3:16:20	さっきの
3:16:23	2号炉の建物のB16っていうのは、
3:16:26	これはどういった扱いなんでしょうか。
3:16:34	中国電力の李でございます。まず前者につきましては、支持地盤直下に出るシームということで再整理して
3:16:44	ちょっと深いところにあるシームについて落としていきたいと思います。
3:16:48	跳び 16 シームにつきましては、
3:16:51	あくまでちょっと断面見たときに 16 シームが直下がないのでそういう整理にしたんですけども。
3:16:57	シームの分布水平断面図等を見ると、確かに出てきておりますのでこちらについては記載したいと思います。以上です。
3:17:07	規制庁の甲斐です。同じような観点にちょっとほかのものまで全部今見切れてないんですけどもこちらでは全部そういった形で改めて整理していただきたいので、
3:17:21	よろしく申し上げます。
3:17:26	中国にくだす。承知しました。
3:17:31	はい、じゃあ、よろしく申し上げます。
3:17:33	それとあと、前回、前回、こちらから何か。
3:17:40	資料をとということで、追加されたのが、
3:17:45	84 ページ。
3:17:49	かな。
3:17:50	8485 の辺りの話で、
3:17:55	これは
3:17:57	B23 っていうのを選定した根拠みたいところで広がりがあるんかっていう話についてきたものかなというふうに考えています。
3:18:07	これもですね
3:18:10	3号炉の下で確認したボーリングでということで比較してあってですね。

3:18:18	2号炉のほうの話は入ってなくて、
3:18:21	参考資料でいただいた文章ではそういった文面になかったので、
3:18:26	少なくともちょっとそれは参考資料の、今回はないんですけども。
3:18:32	そっちのほうに反映していただきたい。
3:18:35	ていうふうに考えてます。
3:18:39	これあのボーリング調査でたくさんコーダ出てきたのが50。
3:18:45	B23 だっていうことなんですからけれども、
3:18:53	結局、
3:18:56	なんて言うんですか。相当3号炉の調査のどこだったら、ちょうどB23 っていうのが割と浅いところに出てくると。
3:19:05	今そのシームの相当層潤が、
3:19:08	23 がちょっと
3:19:11	出てきやすいところにあったから、
3:19:13	沢山見つかっているとかそういうわけじゃなくて、相当層準まで掘ったときの出現率まで
3:19:23	見て23 が一番多かったという。
3:19:27	そういったことなんでしょうそれともただ
3:19:30	数が多かったというところだけをもって今こういうふうに
3:19:34	評価してあるのか、そこを確認したいんですが、
3:19:49	はい、中国電力によりです。まず後者のほうなんですけど、B23 シームにつきましては本編の84 ページに記載しております通りですね。
3:19:59	72本のうち、57本ということで、かなり出現率高いということで、他のシームと比べても相当層状まで掘ったときに出現率が最も高いものとして、
3:20:11	連続性を有するものとして整理してございます。
3:20:14	で前者のほうの補足説明資料につけてくださいっていうところがちょっと
3:20:20	参考資料ですね。
3:20:22	はい。そちらがちょっとわからなかったんですけど、すみませんもう一度ご教示いただけませんか。以上です。
3:20:29	はい、相田です。ちょっと今私も手元に持ってないんで持ってきてなかったの で、ですけれども、
3:20:39	そう。参考資料のほうだと、この3号炉っていうのじゃなくてっていうふう に書いてなくて、B1 からB29 の中で最も
3:20:51	敷地の中で最も確認されてるっていうか、
3:20:54	そういった表現ぶりで、3号炉の範囲ではっていうのが、

3:21:00	入ってなかったように思うんですね、ちょっとそこはもう一遍確認しますけれども、
3:21:07	ちょっとそこはもし3号炉のところであってということであれば、
3:21:12	こういうここにある今回赤字で記載されたように、
3:21:16	そっちも反映しておいていただきたいということです。
3:21:21	中国電力の揺れせおっしゃってる趣旨理解できましたので、参考資料も含めて整合するように反映したいと思います。以上です。
3:21:32	はい、兼田です。よろしくお願いします。
3:21:35	それとですね結局今これ3号炉の話になってはいるんですけども、
3:21:41	ここに今回の資料に出てくる。断面図とかを見てみるとですね。
3:21:48	実際は2号炉のほうでも、
3:21:51	出ているわけなんですよ。
3:21:55	いろんなところで、
3:21:57	だから3号炉の範囲のだけにしか分布していないだけじゃなくて、
3:22:02	例えば、
3:22:07	40
3:22:10	43 ページ。
3:22:12	の
3:22:14	図とか見ますと、
3:22:16	ちょうど2号炉のところは、
3:22:18	宙に浮いた形になるのかも申しないですけど、163番っていう一番も2号炉よりももっと東のところでも、これ確認されているっていう
3:22:32	ことなんですよ。
3:22:35	なので
3:22:37	広がりがある、こういったところも含めて広がりがあるって考えているのであれば、
3:22:42	まあそういったところも、
3:22:45	海底、
3:22:47	おいていただきたいですし、
3:22:52	このさらに上に何かまた別の
3:22:54	建物が
3:22:57	あったかなと思うんですけどもそこまず163っていうのはこれは確認されるのでしょうか。
3:23:09	はい、中国電力の油井です。No.163で23市も出ているかどうかっていうのはちょっとあの確認させていただければと思います。以上です。

3:23:20	はい、わかりました。
3:23:22	前回内藤のほうからも
3:23:26	こっち伝えたのは
3:23:29	ボーリングの公衆だけが何か多いっていうのはちょっと言ってみればすごい固まったとこにだけしかなくてそこで沢山見つかってても、
3:23:39	あんまり
3:23:40	それは広がりがあるっていうことにはならないので平面的にこうやってこっちのほうまで広がっているっていうデータがあるんであれば、そういったものも含めて、
3:23:52	説明等をお願いしたいなと思います。
3:23:57	あとB23を
3:24:01	代表させたっていうのは
3:24:04	ボーリングで沢山確認されているっていう
3:24:07	ところだけですかね、例えば破碎幅とか、
3:24:12	あと一番新しく、
3:24:14	動いてるっていうのを確認したとかそういったのは特になんか書いてないんですけどもそれは全く考慮はされていないということでしょうか。
3:24:28	はい、中国電力の有利です。日 23 シームをなぜ代表させたかというところは、おっしゃる連続性に基づいて考えておりました、
3:24:37	どれ中AとB1 から 29 の中でどれが新しいとかそう圧に関してはですね、性状のほうに概ね同様ということでございまして、flexuralスリップでできたということで同じ整理できたと考えておりますので、
3:24:53	同じような年代出てきたと考えております。以上です。
3:25:00	はい。これらですアホわかりましたじゃ
3:25:04	とりあえず日先の広がりのお話っていうのは
3:25:10	お願いします。
3:25:13	あと記載の話でしてトップ前回確認したんですけども、
3:25:19	115 ページ。
3:25:21	110
3:25:23	最後のまとめですね 116 ページで、
3:25:27	結局活動性は、この成因っていうのも含めて、活動性の評価に
3:25:34	入れているのか。
3:25:37	装荷してるのかっていう話で、
3:25:42	前回確認したときには、鉱物脈がっていうことで船員は違うっていう話を
3:25:49	何か。

3:25:50	聞いたような気もしたんですけども、これは
3:25:54	成因とかそのずれの方向等の位置付けっていうのは、結局どちらになったのかっていうのを確認したいんですが、
3:26:05	中国電力の油井です。116 ページに記載しておりますけどもシームの成因のところ詳しくは応力場とのシームの形成に関連したずれの方向ということで、主に情勢に着目した最終変位センスだったりを見てるんですけども。
3:26:21	こちらは活動性評価ということで整理しているものでございまして、これらも含めて、さらにプラスアルファ薄片の
3:26:30	鉱物脈との接触関係ということで総合評価をやっているものですね、審査の中でも説明してきておりますので、
3:26:38	そういった説明内容に整合するように今回整理してございます。以上です。
3:26:44	はい。
3:26:45	規制庁の川ですわかりましたので。
3:26:47	それは 100 その方針ガス 68 ページに書いてあって確かにそう書いてあって、前回、今回はいただいてないんですけども、この参考資料というふうな
3:26:59	そっちのほうの文章化した方になっていると。
3:27:03	活動性と成因は全く別の章になって活動性も、
3:27:09	鉱物脈だけで書いて
3:27:12	決着してるような書きぶりのそもそもの趣旨章立てとか記載になってたので、
3:27:19	ここに今回いただいた資料のような考え方であれば、参考資料のほうの文章もそれをそれに合うような形で
3:27:29	修正なり整合性をとらせるようにお願いします。
3:27:36	中国電力の油井です。生じて承知いたしました。以上です。
3:27:43	カワダです。
3:27:45	非常に、あと細かい非常に細かい点なんですけど、77 ページをお願いします。
3:27:54	まず、この 77 ページの図で以前の審査の中では、これ B24 だけじゃなくて、B23 もこれを切ってるっていう
3:28:07	回答があったような気がするんですけども、この 24 だけになってるのは、これは
3:28:15	それから何かちょっと変わったのか、ちょっとそこを確認したいんですけども、
3:28:26	中国電力の入江です。すいません。私もそういう認識でして、多分何か作業の中で消してしまったんだと思います大変申し訳ございません。23 シームについてもドレライトを切断している旨の記載するようにしたいと考えております。以上です。

3:28:42	はい、じゃあ、そこは
3:28:45	今までの審査と合うような形で、
3:28:48	修正をお願いします。
3:28:50	あとですねこの下に、
3:28:53	その横坑の位置図みたいなのがあるんですけども詳細スケッチ箇所って いうのが赤い色で
3:28:59	書いてありまして、
3:29:04	46 ページの図と比較してみると、
3:29:15	まず 77 ページの図で赤い字、赤い印がついてるのは、枝野出たところの一番 先長の終わりの人なった枝のところ、赤丸がしてあって、
3:29:29	46 ページ見ると、
3:29:31	B23 が通ってるのはその
3:29:35	一番先っていうのは維持の枝分かれのところじゃなくて、
3:29:40	もう 1 個何か手前の Y 枝分かれしたところ取ってる例にも見えるんですが、
3:29:46	これは 46 ページと 77 ページで違うのは何か。
3:29:52	標高が違うとか、何か。
3:29:54	そういった事情があるんでしょうか。
3:29:59	中国電力の李でございます。患者さんのおっしゃる通りでございます。46 ページ につきましてはこの絵の右下のほうにですね小さいんですけど TP マイナス 10.2m ということで、この標高でのスライスになっておりまして、70 何ページ 7 ページに記載の S1 項の
3:30:18	とスケッチにつきましては、TP マイナス 8.3m ぐらいということで、そういった標 高の違いによるものです。以上です。
3:30:28	はい、わかりましたじゃ、そういったことだということで、
3:30:32	そっちました。
3:30:35	ちょっと
3:30:39	あと 1 ヶ所、1 点だけ非常に細かい、これも 13 ページ、
3:30:46	さっき地盤斜面との
3:30:48	話でも出てきた図なんですけれども、
3:30:52	背斜軸が 32 ポツ目ですかね、拝承軸が敷地の南方には東西方向のもの があるみたいな書きぶりがあるんですけれども、
3:31:03	この敷地の中だったらなんぼっていうか、南部という
3:31:08	ことじゃないかなと思うんですけれども、南部でいいんですよ、これは、
3:31:17	中国電力の李です。おっしゃる通りでございますので、修正したいと思います。 以上です。

3:31:23	相田です。
3:31:24	あとそもそもこれが南部といえるのかっていうところも、
3:31:30	ちょうど真ん中ぐらいのような気もするんですけども、
3:31:33	これ南部っていうのは、敷地全体で南部ということで、
3:31:38	そういった場所なんですけど、これは真ん中ぐらいに見えちょっと見えてしまうんですけど、実はこれ、
3:31:45	全体で見ると南部、
3:31:47	何でしょうか。
3:31:51	はい、中国電力野依でございます。この仕切っ地質平面図自体が若干敷地の外の記載申しております、ちょうどですね。
3:32:02	背斜軸のさらに南側に校舎事項を記載しているんですけども、その辺りを境界になっておりますので、南部という表現でよろしいかと思えます。以上です。
3:32:14	はい、わかりました。
3:32:17	表現は
3:32:20	修正をお願いします。
3:32:24	敷地の中の部分につきましては、私のほうからは以上です。
3:32:49	規制庁熊谷です。
3:32:51	はい。ちょっと今コメントさせていただきましたけれども、
3:32:55	いろいろと超今日いろいろ確認をさせていただきまして、ちょっと全部はですねちょっとご説明いただいていないところではありますけども、
3:33:05	時間も 50 も過ぎてしまっているところもありまして、
3:33:09	まずこれで
3:33:10	ヒアリングしたようですね、終了させていただきたいと思えますけども、中国電力、いかがでしょうか。
3:33:21	中国電力
3:33:23	はい、承知いたしました。
3:33:29	規制庁桑川です。
3:33:32	今いろいろ確認させていただきましたけども、中部電力から確認したい点があればお願いいたします。
3:33:46	中国電力です課長です。こちらがございません。
3:33:52	規制庁熊谷です。
3:33:54	それでは本日の島根原子力発電所 2 号炉のヒアリングについては終了させていただきます。ありがとうございました。
3:34:02	ございました。